平成18年第4回定例会 斑鳩町議会会議録

平成18年9月4日 午前9時30分 開会 於 斑鳩町議会議場

1.	出席議員	(1	4名)

1番	嶋	田	善	行	6	2番	松	田		正
3番	飯	髙	昭	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	(6番	浅	井	正	八
7番	小	野	隆	雄	8	8番	坂	П		徹
9番	浦	野	圭	司	1 (0番	吉	JII	勝	義
11番	三	木	誓	士	1 2	2番	木	田	守	彦
13番	木	澤	正	男	1 4	4番	里	Ш	宜志	三子
15番	中	西	和	夫	1 6	6番	中	Ш	靖	広

1, 欠席議員(0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長浦口隆係長峯川敏明

1,地方自治法第121条による出席者

町 長 小 城 利 重 助 役 芳 村 是 育 本 裕 収 入 役 中 野 教 長 栗 秀 樹 美 総務部長 哲 男 総務課長 清 水 建 村 也 植 総務課参事 企画財政課長 吉 田 昌 敬 西本 喜 企画財政課参事 税務課長 野 \Box 英 治 藤原 伸宏 住民生活部長 中 井 克 E 福祉課長 西 H 肇 健康推進課長 俊彦 環境対策課長 植嶋 滋継 植 村 住民課長 阪 野 輝 男 都市建設部長 藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今 西	弘 至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤	和 雄
教委総務課長	野 﨑 一 也	生涯学習課長	山 﨑	善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷 口	裕司

1、議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 7. 議案第46号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例について
- 日程 8. 議案第47号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例につい て
- 日程 9. 議案第48号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程10. 議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例について
- 日程11. 議案第50号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例について
- 日程12. 議案第51号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号) について
- 日程13. 議案第52号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程14. 議案第53号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 1号) について
- 日程15. 議案第54号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号) について
- 日程16. 議案第55号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の

- 締結について(その1)
- 日程17. 議案第56号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の 締結について(その2)
- 日程18. 議案第57号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の 締結について(その3)
- 日程19. 承認第 7号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成 18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)につい て)
- 日程20. 認定第 4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につい て
- 日程 2 1. 認定第 5 号 平成 1 7 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 日程 2 2. 認定第 6 号 平成 1 7 年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程23. 認定第 7号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 日程24. 認定第 8号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 日程 2 5. 認定第 9 号 平成 1 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程26. 同意第 3号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めること について
- 日程27. 同意第 4号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1)
- 日程28. 同意第 5号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その2)
- 日程29. 報告第 8号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)の報告について
- 日程30. 陳情第 3号 拉致問題解決のための陳情書について
- 日程31. 陳情第 4号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関す

る陳情について

1,本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しています。

これより、平成18年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) おはようございます。

平成18年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進することが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてなど23議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、7月31日から8月4日までの間、辰巳、松田両監査委員さんには、猛暑の中4日間にわたりまして、平成17年度の決算について克明にご審査をいただきありがとうございました。このご労苦に対し深く感謝いたしますと共に、講評としていただきましたご意見、指摘事項につきましては、真摯に受け止め、今後の行政を推進していく上で十分その意を反映してまいりたいと考えております。

なお、平成18年度史跡藤ノ木古墳整備工事につきましては、現在国へ現状変更の許可申請をしているところでありますが、この工事金額が5,000万円を超える予定でありますことから、議会の議決が必要となります。こういったことから、議会の最終日に追加議案として上程させていただくことを予定しておりますので、その際は議員皆様方にはよろしくお願い申し上げます。

平成18年度も既に5カ月が過ぎ、今年度予算における各施策の円滑かつ効果的な事業執行に積極的に取り組んでいるところであります。これからの本格的な台風シーズンを控え、みずからのまちはみずからが守るという自主防災体制づくりを推進すると共に住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、万一災害が発生した場合には、斑鳩町地域防災計画に基づき、迅速かつ的確な行動が図られますよう努めてまいりたいと考えて

おります。議員皆様のより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集 のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。 本定例会の会議録署名議員には、7番、小野議員、8番、坂口議員を指名いたします。 両議員には、会期中よろしくお願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月25日までの22日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月2 5日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成18年第3回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における 継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。3番、飯髙委員長。

○建設水道常任委員長(飯髙昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

6月定例会後、閉会中の8月23日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案を はじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を 申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

その内容は、現在発注している公共下水道工事の進捗状況について、平成17年度から継続している龍田北汚水幹線第2工区工事については、現在、シールド掘進工法が進められており、進捗率55%、掘進機は、国道25号線から町道101号線に入る猫坂

付近まで進んでおり、平成19年3月28日の完了を目指し順調に作業が進められている。

また、平成17年度の汚水処理施設交付金の追加を受け、本年2月28日に入札を執行し、服部1丁目地内で繰越明許事業として進めている工事は、いずれも第11工区-3、4、5工事で、共に管渠埋設工事が進められており、進捗率70%で、本年9月29日の竣工を目指し順調に作業が進められている。

次に、6月定例会において契約の議決をしたイツボ川沿いの第14工区-1、法隆寺南1丁目付近の第24工区-1工事は、それぞれ立坑の築造工事、家屋事前調査が完了し、本体工事の準備にかかっているとの報告がありました。

次に、公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が1,063件、検査済み件数が979件、また融資あっせん利用件数が16件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が9件となっている。

委員からは、公共下水道の接続申請状況、人孔の陥没処理等について若干の質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

本件については、報告を受け、了承したということで終わりました。

次に、6月定例議会から継続審査案件となっております(2)陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、(3)陳情第2号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)を一括議題とし、理事者より報告を求めました。

その内容は、前回委員会以降、当マンションの建設を計画している開発業者の代理人を通じて地元自治会等との協議状況について確認してきたが、その以降新たな協議を行っていないとのことで、町の事前協議の手続についても進捗がないとの報告がありました。

委員からは、その後の進展もないということから、引き続き状況等を見守っていくと いうことで、継続審査といたしました。

続いて、9月定例議会に提出が予定されている案件について、(1)平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について、(2)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)、(3)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)、(4)平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)、(5)町長専決処分について承

認を求めることについて(平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)、それぞれについて、本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、入札制度について、国庫補助金の増額について、泥土圧式ミニシールドについて、また低入札価格制度について若干の質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、梅雨前線豪雨に係る公共土木施設等の被災報告について 都市計画に基づく開発許可の基準に関する条例による区域指定について、斑鳩町既存木 造住宅耐震診断支援事業について、斑鳩町町営住宅入居者の移転について、観月祭につ いて、いかるがの里ふるさと秋祭りについて報告を受けました。

委員より、被災に対する復旧方法について、区域指定案における地元説明について、 耐震診断事業の継続について、町営住宅の入居状況等について質問がありました。詳細 については割愛させていただきます。

また、その他については、平成18年度の道路5カ年計画路線について、また町道認 定と管路近代化推進事業等について質問がありました。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細については、会議録に 整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中川靖広君) 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。 同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めま す。11番、三木委員長。
- ○厚生常任委員長(三木誓士君) それでは、厚生常任委員会委員長報告を行います。 閉会中の8月24日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、審査の概要 について報告いたします。

まず、継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画についてであります。 理事者より、事業用地については、地権者の協力を得ることが出来た。事業認定については、県と協議を行い目途がたったことから、事業認定の早期取得に向け最大限の努力を行っている。現在、申請書類の事前審査を8月末に提出するための作業を進めており、10月初め頃に認定をいただける予定である。 また、プロポーザル方式による設計業者の選定については、現在その準備を進めているところであり、8月9日にプロポーザル審査委員会を開催し、参加業者やプロポーザル要請文書、特定業者選定基準等の審査をいただいたところである。参加業者は、6業者で選定することとなり、8月10日に業者あてプロポーザル提出要請を行った。9月8日が締め切りで、9月24日に審査会を開催し、設計者を特定する予定となっている本年度は、整備基本計画を基本に検討を行いながら、基本設計、実施設計の作業を進めていきたいと考えている。

建設工事については、当初平成19年度、20年度の2カ年で計画していたが、建設スケジュールの見直しを行い、平成19年度での着工、完成を目指すことにした。このことから、町土地開発公社による用地先行取得から、町の直接買収に変更し、南側用地を除いた北側用地の購入を今年度中に行うため、公有財産購入費等の補正予算を9月議会に提出したいので、理解をいただきたいとの説明を受けました。

委員から、1、プロポーザル審査会委員の内容について、2、地元自治会長、役員への建設内容の説明について等の質疑があり、理事者から答弁がされております。

次に、9月定例議会に提出予定をしている、1、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、2、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、3、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、4、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、それぞれ説明を受けました。

委員より、出産育児一時金の改正について、少子化対策としてはいいことだと思っている。今、産婦人科の病院が少なくなってきている。県下でも、里帰り出産は断っている病院もあるように聞く。斑鳩町の実態はどうか。こうした状況を踏まえ少子化対策をやってもらいたい。また、不妊治療について費用も多くかかる状況であり、本当に産みたいと思っている方が生める環境づくりのため、開業医や県立病院への働きかけ等を願いたい。

- 2、不妊治療について30万から40万かかるが、若い世帯の雇用状況も厳しい中で 治療を受けたいが受けられない方もいる。出産育児一時金引き上げについては結構なこ とだと思う。
- 3、社会保険についてはどうかとの質問について、10月以降の分娩から35万円と聞いているとの答弁がありました。

4、介護保険基金の剰余金が出ていることの評価と総額についての質問については、 介護保険事業計画の3カ年計画の最終年で、平成17年度決算ということで報告しましたが、およそ計画どおり進めることが出来た。基金総額は、平成18年7月24日現在 2、873万993円となっているとの答弁がありました。

また、地域包括支援センターの職員体制について等の質問があり、理事者より答弁が されています。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項について、1、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号) についてのうち、厚生常任委員会の所管に関することについて、2、国民健康保険税の 取り組み状況について、3、その他紙製容器包装類回収モニター事業の状況についての 報告を受けました。

委員から、1、障害者自立支援法の関係で相談仕様の形が10月から変わるが、どんな体制で動いていくのか。2、麻疹、風疹でどのように変わるのか、住民周知の内容はまた公費負担の国と町の負担はどうなるのか等質問があり、理事者より答弁がされております。

次に、その他について委員より質疑をお受けしたところ、1、介護度5の入院患者で 部屋代が無料という話について、2、白石畑の不法投棄について等の質問があり、理事 者より答弁がありました。内容は割愛させていただきます。

以上が、閉会中における厚生常任委員会の審査の概要であります。詳細は、会議録に 整理されていますので、ご覧いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

これをもって厚生常任委員会委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中川靖広君) 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします 同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。8番、坂口委員長。
- ○総務常任委員長(坂口 徹君) それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。 去る8月25日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審 査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要について 報告させていただきます。

まず、継続審査案件の「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」であります。

まず、史跡藤ノ木古墳について、8月3日に文化庁と整備に関して事前協議を行い、 概ね了承を得たところで、8月28日に開催される藤ノ木古墳整備検討委員会で了承を 得た後、文化庁へ史跡地の形状変更の申請を行い、許可があり次第工事に着手したい。 なお、これらの法手続とあわせ9月中頃に工事の入札を執行する予定で、施工業者が決 定次第、9月議会において契約の議案を上程したいと考えているとのことです。

次に、(仮称)文化財活用センターについて、建設予定地の土地、建物の所有権移転がすべて完了したことから、8月30日に実施設計の入札を執行する予定であるとのことです。

史跡中宮寺跡の整備につきましては、5名の委員の委嘱を8月1日付で行っており、本年度は整備に伴う発掘調査計画を作成していきたい。また、残り1件の史跡地の公有化については、買収条件が整う10月以降に買収の予定で、地権者と協議が整っているとのことです。

以上、継続審査案件については、説明を受け審査を終えました。

次に、その他の審査事項で9月定例会の付議予定議案について、1、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、2、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、3、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、4、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、以上4件が9月定例会に提出予定で、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員より、職員の勤務時間について、このように変わることによって、勤務上の不都合や個人の生活条件で不都合がないよう配慮もされているが、実態がどうなっていくのか担当課の中で職員同士話し合い、今後対応していっていただきたい。また、役場の開いている時間が5時15分から5時半になったということだが、近隣の町では7月からされているところがある中、なぜ10月1日からなのか。また、補正予算について、消防費のところで消火栓の口径について、総合福祉会館のところの歳入と歳出の違いについてなどの質疑があり、それぞれ答弁がされております。

次に、各課報告事項についてであります。

1、職員採用試験の実施について。過去最高の216名の応募があり、8月20日、 役場といかるがホールに分けて実施され、当日の受験者は197名でした。このうち、 新たな募集対象の30歳から40歳の方は、29名受験されております。内訳は、初級 が42名、中級が48名、上級が107名でした。また、9月24日に第二次試験を実施することを考えているとのことです。

2、サイレンの正午吹鳴中止に伴う措置について。8月15日をもって正午のサイレ ン吹鳴を中止したことは、近隣住民の方々への配慮から検討した結果であり、それにか わる正午の時報については、現在のところ、その設置及び維持管理にかかる費用も当然 のことながら視野に入れ慎重に検討を行っていきたい。また、緊急時には、従前どおり 規定に基づきサイレンの吹鳴を行う。次に、サイレンの点検方法については、毎月1日 の正午頃に吹鳴をさせることを考えている。ただし、1月5日の出初め式、8月15日 の終戦記念日は特例として長時間吹鳴することを考えている。点検時の吹鳴時間につい ては、最大音量に達するまでにサイレンのモーターを止めることにより、近隣への影響 を最小限にとめるということから、1秒間の吹鳴を考えている。ただし、出初め式は2 〇秒間、終戦記念日は1分間の吹鳴を考えているとの説明があり、委員より、毎月1回 1秒間スイッチを入れるということだが、それによって近隣の住民の方に迷惑をかける ことはないのか。近隣の住民の方は、音が鳴ることに迷惑を受けているのか。それとも 音が大きいからなのか。1秒間鳴らすことの音の大きさは、数値的にどれぐらいになる のか。この点検方法を実際やっていく中で、本当にこれでいいのかどうかも検討してい ただきたい。吹鳴をやめてから住民から何か声はあったかなどの質疑があり、それぞれ 答弁されております。

次に、3、住民参加型ミニ市場公募債について。昨年度に引き続き2回目となる斑鳩 町いきいきの里債で、発行条件や募集方法は前回と同様で、発行日は11月2日を予定 し、利率については9月13日に決定する予定であるとのことです。

4、子ども模擬議会の結果について。8月10日に町内3小学校の6年生と各中学校の1年生の16名の児童生徒が、1日議員として一般質問を行ったということです。

5、町民プールの利用及び管理状況について。去る7月31日、埼玉県ふじみ野市の市営プールで起きた事故を受け、緊急の総点検を排水口などを中心に実施し、流水プールの起流吸い込み口の防止蓋を固定するボルトが1カ所、排水兼循環吸い込み口の防止蓋を固定するボルト2カ所が腐食及び1カ所が損傷していたが、いずれもボルトを交換して対応しました。なお、当プールのすべての吸い込み口は、吸い込み防止蓋とは別に格子状の吸い込み防止が一を設置した二重構造となっており、安全面は十分に確保出来ているものと考えているとのことです。

次に、6、官学連携に関する協定について。大学の高度かつ多方面の知恵、知識、教育力、学生の持つエネルギーを、当町の行政施策に生かしていこうというもので、当町においても、奈良大学と斑鳩・法隆寺国際高校との間で、今までから文化財部門の交流があることから、まず文化財部門で連携を進めていきたいと考えている。また、(仮称)連携推進協議会を設置して、平成19年2月12日に調印したいと考えているとの説明があり、委員より、連携推進協議会とはどういう協議会なのかなどの質疑がありました。

その他の報告として、斑鳩中学校男子バレー部が全国大会に出場し、決勝トーナメントへ進出したとの報告がありました。

最後に、委員より、職員募集に関すること、また連携推進協議会の委員報酬について などの質疑があり、それぞれ答弁されております。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。 詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご一読いただけれ ばと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 次に、日程6、都市基盤整備特別委員長報告についてを議題とい たします。

同じく、閉会中における都市基盤整備特別委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○都市基盤整備特別委員長(嶋田善行君) 都市基盤整備特別委員会の報告をさせていた だきます。

去る8月21日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

審議に入ります前に、現在工事中のJR法隆寺駅整備の状況について約1時間現地調査を行いました。現場事務所で、今までの工事経過と現在の進捗状況及びこれからの過程説明を受けた後、自由通路と周辺道路状況を視察し、それぞれの箇所において各委員は理解を深めることが出来ました。

帰庁後、10時30分委員会を再開いたしました。

都市計画道路の整備促進に関することについて。

1、いかるがパークウェイについて。理事者より、今年度約3,000平方メートルの用地契約がなされ、用地取得率は約96%になった。用地買収の進捗に伴い詳細設計が進められている。その主な内容は、現岩瀬橋の下流側に仮橋を架けてから岩瀬橋を撤

去し新しい橋を架けるとしていたが、工程の短縮と経済性の観点から、現岩瀬橋をそのまま利用し、新しい橋の車道と上流側の歩道部を設置完成後その部分を使用する。そして、岩瀬橋を撤去後新しい橋の下流側の歩道部分を設置するという2分割施工とするものである。なお、この橋梁予定地には、県営水道、大阪ガスの本管が埋設されているため、各埋設管の位置確認の結果によっては、橋梁工事の着手時期に若干影響する可能性も含まれている。また、秋頃からは、埋蔵文化財の調査に着手予定である。小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの区間について、予備設計の実施に向けて調整中である。最後に、国道25号線の歩道整備計画について、今年度内に斑鳩交番から西側の点滅信号の交差点までの国道北側延長距離約120メートル、幅員1.5メートルの歩道を新設予定であるとの説明がありました。

委員より、岩瀬橋の関係について地元への説明は。代替地の法的手続について、町がもっと協力すべきではないか。岩瀬橋から三室交差点の間の地権者との交渉について。 稲葉車瀬地区からの要望について。また、議長より、計画路線上での住宅建築や建て替えが見受けられるが、事業費の増大や進捗にも影響すると思われるが、町の考えはなどの質疑、要望がなされ、理事者よりそれぞれについて答弁がなされました。

続いて、2、法隆寺線について。中央公民館東側の町道489号線から北側へ約80 メートル区間において、本年度末までに道路東側擁壁や水路等の工事完了予定との説明 がありました。

3、その他の路線については、特段説明することがないとのことで、委員より、三室 交差点から昭和橋までの区間について、基本計画を把握し、町の要望をも含めて国や県 に対して早期に実現出来るよう今後最善の努力をしてもらいたいとの質疑を含めた要望 竜田大橋交差点の168号線からの右折レーンの今後の進捗状況についての質疑がなさ れました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて。理事者より、7月末現在において、駅舎橋上化工事全体の進捗率は約36%、自由通路のみの工事進捗率は約80%であること。9月2日より既設の跨線橋にかわりJR利用者のための跨線橋として自由通路の一部を仮使用の予定であること。駅周辺アクセス道路として、駅南の1号線は筆界確認印の受領作業中。2号線については、筆界確認図面の整理作業中。駅北の踏切方向への4-1号線は、JRと現地立ち会いを行った。今後は、買収面積を算定し、用地交渉を進め、今年度と来年度の2カ年で整備を行う予定である。駅南口広場につい

ても、同じく2カ年での整備予定で、今年度は既存歩道部分について、自由通路との取り付け工事を実施予定との説明がありました。

委員より、都市計画審議会で財政健全化検討住民会議に入っておられた委員から、2 号線は要らないとの指摘があったが、町としての見解は。今からでも、財政健全化検討 住民会議の人たちと話し合いをし理解を求めるべきではないか。1号線から2号線、3 4号線について、いつ頃から買収に入り、完成目途はいつか。安堵王寺線の2号線から 東側の区間をこのアクセス道路計画に組み込めないか。新家目安線について。協力をお 願いしている土地の地権者についての町の認識について。9月2日からの自由通路の一 部利用に伴う工事現場との仕切り板の構造について及びパースでのイメージと現状のイ メージについて。柱のエンタシス、三棟組、色調も含め差異があり過ぎるように思うが 町はこのままでよいとするのか、見解を、などの質疑がなされました。

理事者より、各質疑に対しそれぞれに答弁がなされております。

以上が、閉会中における当委員会の概要報告であります。詳細につきましては、会議 録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。 続きまして、日程7、議案第46号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例について、日程8、議案第47号 斑鳩町母子医療費助成条例の一 部を改正する条例について、日程9、議案第48号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を 改正する条例について、日程10、議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例について、日程11、議案第50号 斑鳩町非常勤消防団員に係 る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程12、議案第5 1号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、日程13、議案第5 2号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、日 程14、議案第53号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) について、日程15、議案第54号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2 号) について、日程16、議案第55号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事 請負契約の締結について(その1)、日程17、議案第56号 平成18年度斑鳩町公 共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)、日程18、議案第57号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)、日程 19、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑 場町水道事業会計補正予算(第1号)について)、日程20、認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程21、認定第5号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程22、認定第6号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程23、認定第7号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程24、認定第8号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程25、認定第9号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程25、認定第9号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程26、同意第3号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、日程27、同意第4号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1)、日程28、同意第5号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その2)、日程29、報告第8号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)の報告について、日程30、陳情第3号 拉致問題解決のための陳情書について、日程31、陳情第4号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情について、以上25議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました23議案について総括提案説明を求めます。小 城町長。

○町長(小城利重君) それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要を説明いた します前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、そ の考え方なり、現在の状況等をご説明申し上げまして、議員皆様方のご理解とご協力を 賜りたいと思います。

はじめに、(仮称)総合福祉会館の整備についてであります。

斑鳩町の福祉・保健の拠点となる施設をめざし、介護予防事業、子育て支援、障害者の社会参加促進の強化など、保健センターを併設した施設として整備するものであり、特定の方々の利用施設ではなく、広く町民に開かれた総合的なサービスが実施できる施設として整備を計画しているものであります。事業用地につきましては小吉田1丁目地内におきまして計画しておりましたが、このたび地権者の皆様のご協力を得ることができ、用地の確保の目途がついたという状況にあります。

そうしたことから、現在は、事業認定等の必要な手続きを行いながら、プロポーザル 方式による設計者の選定作業を行っているところでありまして、有識者による審査委員 会におきましてプロポーザルの参加業者を選定していただき、今月上旬にこれらの参加 業者から提案書を提出していただいたうえで、同審査委員会において今月下旬に設計業 者の選定について審査していただき決定する予定であります。

その後、本年度につきましては、整備基本計画を基として検討を行いながら基本設計 実施設計の作成を進めてまいりたいと考えております。

建設工事につきましては、当初、平成19年度、平成20年度の2カ年間の計画で進めておりましたが、建設スケジュールの見直しを行いまして、平成19年度の単年度での着工、完成をめざして進めております。

このようなことから、土地開発公社による用地買収をとりやめ、町の直接買収に変更いたしまして、南側部分の用地を除き、北側部分の用地の購入を今年度中に行うための補正予算を今議会におきましてお願いしておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今後も事業の進捗状況につきましては、議会にもご報告、ご相談申し上げながらより 良い施設の建設に取り組んでまいりたいと考えておりますので、併せてご理解とご協力 をお願いいたします。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

モデル区間西側の稲葉車瀬区間におきましては、7月末現在で面積において約96%の用地取得率となっており、残りの用地取得に向けて国との連携を図りながら関係者等との交渉に努めているところであります。また、用地取得の進捗に伴いまして、国においては工事着手に向け稲葉車瀬区間の詳細設計を実施されているところであり、早ければ年度内に橋梁工事に着手できるよう計画されているところであります。また、今後の工事の準備といたしましては、埋蔵文化財の発掘調査にも秋頃から着手される予定となっております。

また、小吉田モデル区間から東側の県道大和高田斑鳩線までの間につきましても、予備設計の実施に伴って地元と調整していく方向で、現在、国と協議をいたしているところであります。

次に、都市計画道路法隆寺線整備事業についてであります。

現在までに予定区間の約680メートルの中で約87%の用地買収を終えておりますが、本年度においては用地買収ができていない状況であります。予定区間の早期完成に向けて引き続き残りの用地買収に努力し、用地のまとまったところから工事等も進めて

まいりたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

まず、駅舎橋上化事業では、今日まで自由通路工事が順調に進捗してまいりまして、 建築工事の大部分が完成しており、9月2日から駅利用者のための跨線橋として自由通 路の一部を仮使用いたしております。

今後は駅舎建築位置に存する既設跨線橋を撤去いたしまして、橋上駅舎工事並びに残っております自由通路西側の南北2カ所の階段等の施工及び仕上げ工事等を行いまして 平成19年3月初旬には供用開始ができるよう進めているところであります。

また、駅周辺の道路整備関係では、駅南口へのアクセス道路整備に向け、関係者のご協力を得ながら土地の筆界を明らかにするための立会い等を実施いたしまして、現在、その作業成果の取りまとめを行っているところであります。また、駅北口から踏切方面への道路計画では、JR用地取得に向けての現地立会い等、順次、作業を進めているところであります。今後におきましても、駅周辺道路整備につきまして関係皆様方のご理解、ご協力を得て、できるだけ早く各路線の整備に努めてまいりたいと考えております次に、公共下水道の整備についてであります。

まず、供用開始区域内の公共下水道への接続の状況でありますが、8月下旬で約1,070件の接続申請があり、そのうち、本年度では約410件の申請がありました。

これからも、公共下水道の利用促進を図るため、適切な住民対応や積極的な啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

また、本年度の整備の状況でありますが、既に発注済みの龍田北汚水幹線及び服部1 丁目地内の面整備、小吉田1丁目、五百井1丁目、法隆寺南1丁目地内の管渠埋設工事 について、安全対策に十分留意しながら工期内の竣工をめざすとともに、本年度、後期 発注予定工事の準備を進め、予定しております区域の整備に努めてまいります。

なお、本定例会に上程いたしております工事請負契約の締結に係ります議案第55号から議案第57号までの3件の工事につきましては、地元の皆様方のご理解とご協力を得ながら順調に工事が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、斑鳩町小中連携教育の取組みについてであります。

「生き方学習」「英会話学習」「交流」の3分野のなかで、特に「道徳教育」、いわゆる「生き方学習」に力を入れ、生命尊重、人権尊重の精神を養うとともに、他人を思いやる心や地域を大切にする心等、道徳的価値の自覚を深め、郷土「斑鳩」への誇りや

愛情を育む道徳教育のあり方の研究をさまざまな教育活動をとおして進めてまいりたいと考えております。また、小・中学校9年間をとおして、子どもたちに「地域に誇りと愛情を持ち、国際化の進む社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力」を育成するための教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。 次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてであります。

去る8月3日に文化庁との事前協議が完了し、同月28日開催の史跡藤ノ木古墳整備 検討委員会にて了承を得ましたことから、史跡の現状変更許可申請の手続きを進めてお ります。国の審議会におきまして許可がおり次第、着工してまいりたいと考えておりま す。

なお、これらの法手続きと併せて、今月中旬に工事の入札を執行する予定で手続きを 進めております。施工業者が決定しましたら、9月議会において、工事請負契約の締結 についての議案を追加議案として今議会の最終日に上程させていただきたいと考えてお りますので、よろしくお願いいたします。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

前回の6月議会において条例のご議決をいただきました史跡中宮寺跡整備検討委員会 につきましては、8月1日付けで委員の委嘱を終えております。

本整備検討委員会では、平成19年度から計画しております整備に伴う発掘調査についてご検討いただき、発掘調査計画を策定する予定であります。

また、残り1件の史跡地の公有化につきましては、これまでにもご報告申し上げておりますように、売買の条件が整います今秋に、契約の締結を行う予定であります。

次に、(仮称)文化財活用センターの整備についてであります。

建設予定地の土地、建物についての所有権移転が全て完了いたしましたことから、去る8月30日に実施設計業務の入札を執行いたしました。

平成20年度の着工に向けて、議会ともご相談申し上げながら、すすめてまいりたい と考えております。

最後に、大学等の教育部門との連携に関する協定についてであります。

現在、当町では文化財の保存と活用を図るため、史跡及び施設等の整備を進めているところであります。

こうした文化財の保存と活用をより推進するためには、大学等の教育部門の「知」の 力が大きな原動力となります。

具体的には、すでに文化財部門で職員レベルでの共同調査・研究を通じ交流を行って おります奈良大学及び斑鳩・法隆寺国際高等学校と連携を図るというものであります。

また、協定の締結は、来年が町制60周年となる節目の年となりますことから、平成19年2月12日に本町において、調印式を執り行いたいと考えておりますので、議員の皆様には温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させてい ただきます。

はじめに、議案第46号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例についてであります。

国家公務員の勤務時間制度におきましては、昭和24年以来、職員の休憩・リフレッシュにつきまして、無給の休憩時間と有給の休息時間の制度が設けられてきましたが、 民間企業の通常の勤務形態では、有給の休息時間に相当する制度がほとんど普及していないこと等を考慮して、今般、国におきましては、国家公務員の勤務時間の適正な管理に努めるため、人事院規則の一部を改正する規則が、平成18年3月3日に公布され、休息時間が廃止されるとともに休憩時間を原則1時間とされたところであります。

また、地方公共団体に対しても上記人事院規則の内容に留意し、条例改正等所要の措置を講ずるよう県を通じ国から通知されているところであります。

こうしたことから、当町職員の勤務時間制度におきましても、現行の勤務実態や周辺自治体の動向を見ながら検討した結果、本条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

健康保険法の一部改正などに伴い、平成18年10月から、70歳以上の人で療養病床に入院した場合、これまで療養の給付に含まれていた光熱水費相当分を切り離し、入院時食事療養と統合して新たに入院時生活療養が創設されました。この入院時生活療養は保険給付の対象となりますが、その費用の一部を標準負担額として入院患者が負担することとなります。この標準負担額について、現行の入院時食事療養の標準負担額との整合性を図る必要性があることから、当該助成制度の助成の範囲から控除する規定を設けるものであります。

次に、議案第48号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであり

ます。

平成18年10月以降に被保険者が出産した場合の出産育児一時金の支給額を30万円から35万円に引き上げる改正を行うものであります。

これは、政府の少子化対策に伴って、出産費用の負担軽減を図り、安心して出産できる環境整備を推進するものであります。

次に、議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことにより、この改正に基づきまして、本条例の文言及び条文の整理を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例についてであります。

消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことにより、この改正に基づきまして 本条例の条文の整理を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号) についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,045万9,000円を追加 し、歳入歳出それぞれ88億5,478万9,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算の補正では、第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金で、平成18年度の交付額の決定により1,035万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税におきましても、平成18年度の普通 交付税交付額の決定により、1億5,287万7,000円の減額補正をお願いするも のであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、去る7月15日に開催いたしました若草 伽藍歴史講演会の際に、藤ノ木古墳整備基金への募金をいただきましたので、3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第19款繰越金では、第1項繰越金で、平成17年度会計の剰余金の確定により2億4,168万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債についてであります。はじめに、今年度から一定の条件を超えて

いる場合を除き、地方公共団体の自主性をより高める観点から、一定の条件を満たす地方公共団体については、これまでの許可による発行が廃止され、同意による発行に改正をされております。当町におきましては、一定の条件を満たすことから、同意による発行が可能となっております。この同意の協議は、10月と3月の年2回行われることとされておりますが、基本的には10月同意が町債発行の基本とされますことから、現段階での同意予定額に対応する予算措置が必要となり、本補正予算で所要の措置をお願いしているところであります。

それでは、個別の町債についてでありますが、第1項町債、第1目民生債では、当初 平成20年度竣工をめざし進めておりました(仮称)総合福祉会館建設につきまして、 平成19年度中の竣工をめざす計画に変更することとしたため、今年度の土地開発公社 による用地買収をとりやめ、町の直接買収に変更することになり、その所要額及び現段 階での同意予定額に不足する額とをあわせました、2億1,000万円の増額補正をお 願いするものであります。

次に、第2目農林水産業債では、現段階での同意予定額に不足する額として、120 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3目土木債では、第3節JR法隆寺駅周辺整備事業債で、当初、県より市町村振興資金3億円の借入れを予定しておりましたが、借入れが難しく、県と協議したなかで、これに替わる新たな財源措置として、後年度交付税措置のある有利な起債が、道路新設改良事業及び河川整備事業において概ね確保できましたことから、3億円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4節道路新設改良事業債では、今年度の当該事業債の取扱いにより、新たに発行が可能となりましたことから、その所要額、2億4,450万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第5節河川整備事業債につきましても、今年度の当該事業債の取扱いにより、 新たに発行が可能となりましたことから、その所要額、4,240万円の追加補正をお 願いするものであります。

次に、第4目臨時財政対策債では、発行可能見込み額の確定により1,670万円の減額、第5目減税補てん債につきましても、発行可能見込み額の確定により940万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第6目医療対策費で、平成17年度の老人医療等における県の補助金受入超過分につきまして、返還が必要であることから、その所要額、259万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11目障害福祉費では、10月1日から障害者自立支援法における地域生活支援事業において、身体・知的・精神障害者に対する相談支援事業を実施していくこととなりますが、実施にあたりましては市町村による共同実施が可能となっていることから、広域7町で共同実施するべく調整をしておりましたが、各町の負担額が決定いたしましたので、その所要額、113万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第14目(仮称)総合福祉会館建設事業費では、懸案の(仮称)総合福祉会館の建設でありますが、事業の実施にあたりまして建設スケジュールの見直しを行ったところ、平成19年度で竣工できる見通しとなりましたことにより、一部調整が必要な部分を除き、用地買収を今年度で実施していきたく、その所要額、2億31万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第2目感染症予防費で、予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が6月2日に施行されたことにより、これまで麻しん・風しんの単独予防接種を受けた子どもにおいても第2回目の接種が受けられるようになり、混合ワクチンのほか、麻しん・風しんの単独接種も可能となりましたことから、その所要額、299万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11目精神保健費では、先ほど障害者自立支援法における地域生活支援事業で、相談支援事業を実施する旨の説明をいたしましたが、これにより、これまで精神障害者に対してのみ実施しておりました相談事業が地域生活支援事業に包含されることとなり、10月以降は不用となることから、その不用額50万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第5款農林水産業費では、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、歳入で申し上げました町債の増額等による財源振替を行うものであります。

同様に、第7款土木費では、第2項道路橋りょう費、第2目道路新設改良費、第3項河川費、第2目河川改良費及び第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費につきましても財源振替を行うものであります。

次に、第8款消防費では、第1項消防費、第3目消防施設費で、1自治会より消火栓

新設等の要望がありましたことから、消防施設整備事業等補助金69万2,000円の増額、また、国道168号線の改修工事により、現在車道上にあります消火栓を歩道に移設することとなりましたことから65万円の増額、あわせまして134万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、第5項社会教育費、第4目文化財保存費で、歳入で申し上げました寄附金につきまして、藤ノ木古墳整備基金へ積立てを行いますことから、3,000円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源4,258万2,00 0円を予備費として留保することといたしております。

また、わが国の景気がゆるやかな回復をしてきていることから、日本銀行は量的緩和 政策及びゼロ金利政策の解除を実施しましたが、このことにより借入利率が上昇してき ております。今後の動向によっては現在予算措置をしております、3.5%の利率を超 えることが予想されますことから、4.5%に変更をお願いするものであります。

次に、議案第52号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,698万6,000円を追加し、 歳入歳出それぞれ31億6,293万6,000円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、第2款国庫支出金につきましては、歳出の老人保健拠出金、介護納付金の拠出金額の確定に伴いまして、2,440万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4款県支出金につきましては、歳出の老人保健拠出金、介護納付金の拠出金額の確定に伴いまして、451万3,000円の減額補正をお願いするものであります次に、第5款共同事業交付金につきましては、平成18年10月から、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える医療費について県単位で行う保険財政共同安定化事業が創設されることに伴いまして、その交付金としまして9,780万8,000円の予算措置をお願いするものであります。

なお、歳出予算におきましても同額の措置をお願いするものであります。

次に、第9款諸収入につきまして、歳出の前年度繰上充用金の補正に伴い、同額の190万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正でありますが、まず、第3款老人保健拠出金につきましては、

本年度の拠出額の決定に伴いまして4,408万1,000円の減額補正をお願いする ものであります。

次に、第4款介護納付金につきましては、本年度の納付額の決定に伴いまして2,5 15万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第5款共同事業拠出金につきましては、歳入で説明申し上げましたように、国民健康保険団体連合会への拠出金としまして9,780万8,000円の予算措置をお願いするものであります。

次に、第8款諸支出金につきましては、療養給付費負担金で平成17年度の交付額の確定に伴いまして超過交付となりましたので、その超過額516万7,000円を返還するための所要の補正をお願いするものであります。

また、療養給付費交付金で平成17年度の交付額の確定に伴いまして超過交付となりましたので、その超過額2,127万3,000円を返還する所要の補正をお願いするものであります。

次に、第10款前年度繰上充用金につきましては、執行額の確定に伴いまして190万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第9款予備費にこれら歳入歳出の予算補正の差額1,388万円の増額をお願いするものであります。

次に、議案第53号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億7,529万8,000円とするものであります。

その内容といたしましては、歳入予算の補正では、第3款国庫支出金及び第5款県支出金における介護給付費負担金について、給付実績に対する法令で定める割合の負担金が歳入不足となっておりまして、翌年度精算として平成18年度に不足額を受け入れるために、第3款国庫支出金及び第5款県支出金において、併せ56万円の増額補正をお願いするものであります。また、平成17年度決算の確定に伴いまして、繰越金では613万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、平成17年度決算の確定に伴い、第4款基金積立金において647万2,000円の増額補正を、また第6款諸支出金の第1号被保険者保険料還付金において3万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

また、支払基金交付金から給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費交付金を受けており、翌年度精算として平成18年度に超過交付額を返還するために、第6款諸支出金の償還金において25万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第54号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号) についてであります。

資本的収入といたしまして、管路近代化推進事業国庫補助金として、石綿セメント管 更新事業及び塩化ビニール管の管路更新事業に対する国庫補助金が増額内示されたこと により、1,492万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第55号から議案第57号までの斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により予定価格が5,000万円を超えますことから工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第55号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)であります。

概要につきましては、工事場所が稲葉西1丁目地内岩瀬橋西詰めから龍田西2丁目地 内西の山住宅東側までの延長約900メートルの幹線管渠を埋設する工事であります。

去る、8月22日、制限付一般競争入札に付したところ低入札調査基準価格を下回っていたことから、低入札価格調査を実施した結果、適正に履行されるものと認め、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、前田建設工業株式会社奈良営業所 所長 前田恵司(まえだ けいじ)、契約金額は、4億9,245万円であり、工期は議会議決後、平成20年3月25日までの548日間であります。

次に、議案第56号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)であります。

概要につきましては、工事場所が稲葉西1丁目地内岩瀬橋西詰めから神南3丁目地内 塩田橋西詰めまでの延長約430メートルの幹線管渠を埋設する工事であります。

この議案につきましても前議案同様、去る、8月22日、制限付一般競争入札に付したところ低入札調査基準価格を下回っていたことから、低入札価格調査を実施した結果適正に履行されるものと認め、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもの

であります。

契約の相手方は、前田建設工業株式会社奈良営業所 所長 前田恵司(まえだ けいじ)、契約金額は、2億3,385万4,950円であり、工期は議会議決後、平成20年3月25日までの548日間であります。

次に、議案第57号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)であります。

概要につきましては、工事場所が五百井1丁目地内から法隆寺南1丁目地内までの延 長約200メートルの管渠を埋設する工事であります。

去る、8月22日、指名競争入札に付した結果に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、株式会社青山組 代表取締役 青山雄之(あおやま かつゆき)、 契約金額は、8,494万5,000円であり、工期は議会議決後、平成19年3月2 6日までの183日間であります。

次に、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度 斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)であります。

企業債の支払利息を減らし、水道料金を抑制する目的である借換債が同意され、7月28日に借換えを行うため、7月10日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入、第1 項企業債において、2,970万円の増額補正と、支出の部で第1款資本的支出、第2 項企業債償還金において、2,970万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、認定第4号から認定第9号までの6議案につきましては、平成17年度斑鳩町 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

E、松田両監査委員には、厳しい暑さのなか7月31日から8月4日までの4日間にわたり厳正な審査を賜り、誠にありがとうございました。

まず、認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

予算の執行にあたりましては、先行きの不透明な町税収入や、国の三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の削減などの動向により、引き続き極め

て厳しい状況にあるなか、平成17年度予算執行方針に基づき、予算計上いたしました 歳入につきましては、最大限にその財源の確保を図る一方、歳出につきましては、最小 の経費をもって最大の効果が得られるよう、その必要性・妥当性・事業の効果等を改め て見極めるとともに、創意工夫により経費の節減に努めました結果、平成17年度一般 会計歳入歳出決算は、歳入決算額が87億5,533万3,000円、歳出決算額が8 1億4,680万1,000円となりました。

この結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は6億853万2,000円となりました。この形式収支から、諸般の事情により、やむを得ず翌年度へ繰り越しいたしました繰越明許費に係ります翌年度へ繰り越すべき財源1億6,684万5,000円を差し引きました実質収支額は、4億4,168万7,000円の黒字となっております。

はじめに、歳入決算額の状況でありますが、平成17年度の歳入決算額は、87億5533万3,000円で、前年度の決算額と比較して、5億7,191万円、6.1%の減となっております。

平成16年度の決算額のなかには、平成7年度及び平成8年度に借り入れました減税補てん債(6億2,190万円)の借換え及び特定資金公共投資事業債の一括償還(1億1,865万1,000円)が含まれておりますことから、これらを差し引いた実質的な比較では、1億6,864万1,000円、2.0%の増となっております。

次に、歳入の主な内訳は、町税が28億7,794万5,000円、構成比32.9%、地方交付税が23億180万5,000円、構成比26.3%、町債が10億6,260万円、構成比12.1%、繰越金が4億3,953万4,000円、構成比5.0%、国庫支出金が3億8,150万円、構成比4.4%等となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、町税は、税制改正及びゆるやかに回復する経済情勢を受け、対前年度比7,462万6,000円、2.7%の増となっております。 地方交付税については、「三位一体の改革」に伴う地方交付税の改革によりまして、

国全体の地方交付税総額が0.1%増の横ばいとなっているなか、本町におきましては全国的に災害が多く発生したことにより特別交付税が大きく影響を受け、対前年度比4840万円、2.1%の減となっております。

町債では、平成7年度及び平成8年度に借り入れました減税補てん債の借換え実施分などが減額となりましたことから、対前年度比6億150万円、36.1%の大幅な減

となっており、平成17年度末の一般会計における町債残高は、1億1,518万9,000円減少し、86億8,163万2,000円となっております。

国庫支出金では、「三位一体の改革」に伴う国庫補助負担金の改革によりまして、老人福祉施設措置費負担金、保険基盤安定負担金、準要保護児童生徒に係る援助費補助金などが減額となり、また、特定資金公共投資事業債の一括償還に係る償還時補助金などが減少しましたことから、対前年度比6,784万5,000円、15.1%の減となっております。

次に、歳出決算額の状況についてであります。

はじめに、目的別決算額の状況は、民生費が16億6,275万1,000円、構成 比20.4%、土木費が15億1,142万円、構成比18.6%、公債費が13億6 172万4,000円、構成比16.7%、教育費が11億2,720万6,000円 構成比13.8%、総務費が9億5,711万6,000円、構成比11.7%となっ ております。

これを前年度決算額と比較しますと、決算額が大きく増加したものは、教育費が史跡中宮寺跡史跡用地購入事業費及び藤ノ木古墳整備事業費の増加により、対前年度比1億2,669万円、12.7%の増、土木費がJR法隆寺駅周辺整備事業費の増加により対前年度比1億1,153万8,000円、8.0%の増となっております。

一方、決算額が大きく減少したものは、公債費が平成7年度及び平成8年度に借入れた減税補てん債の借換分、特定資金公共投資事業債の一括償還実施分の減少により、対前年度比7億7,344万円、36.2%の減、災害復旧費が道路橋りょう災害復旧事業費の減少により、対前年度比104万1,000円、28.6%の減、商工費が緊急地域雇用創出特別対策事業費の減少により、対前年度比3,872万3,000円、28.5%の減、衛生費が衛生処理場大規模修繕費の減少により、対前年度比1億4,587万円、14.5%の減となっております。

次に、性質別決算額の状況では、人件費16億6,161万9,000円、構成比20.4%、普通建設事業費15億331万4,000円、構成比18.4%、物件費14億6,946万7,000円、構成比18.0%、公債費13億6,116万3,000円、構成比16.7%、繰出金8億2,345万4,000円、構成比10.1%補助費等6億9,208万1,000円、構成比8.5%等となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、決算額が大きく増加したものは、普通建設事業

費が法隆寺門前広場整備事業費、JR法隆寺駅周辺整備事業費、史跡中宮寺跡史跡用地 公有化事業費、史跡藤ノ木古墳整備事業費などの増加により、対前年度比3億9,73 0万4,000円、35.9%の増となっております。

一方、決算額が大きく減少したものは、積立金が財政調整基金への積立額の減少により、対前年度比5,130万4,000円、49.0%の減、維持補修費が衛生処理場道路維持に係る経費の減少により、対前年度比1億1,720万1,000円、48.9%の減、公債費が平成7年度及び平成8年度に借入れた減税補てん債の借換え、特定資金公共投資事業債の一括償還の完了により、対前年度比7億7,400万1,000円、36.3%の減となっております。

続きまして、平成17年度に取り組みました事務事業について、平成17年度当初予算の施政方針から、その主な取り組み内容を述べさせていただきます。

第1の柱は、「ともに生き心ふれあうまちづくり」であります。住民一人ひとりの生き方が尊重され、さまざまな時代の変化に対応しうる社会づくりをめざし、人とひととのふれあいを大切にしながら、豊かな心とふれあいのあるまちづくりを進めました。

その主な取り組みといたしまして、コミュニティづくりでは、住民が持てる力を出し合い、助け合いながら、よりよい地域住民の福祉の増進と、地域コミュニティの育成をめざし、自治会組織をはじめ子ども会、環境保全推進委員、自衛消防団などコミュニティに係る組織への支援を実施いたしました。

また、住民がそれぞれ住む地域に愛着を持ち、郷土文化に対する理解を深めるため、 小さな子どもから高齢者まで、また、健常者だけでなく社会的弱者といわれる人々まで 誰もが参加できる住民手づくりの「斑鳩の里ふるさと秋祭り」を積極的に支援するとと もに、住民主導型の各種イベントの充実に努め、地域における人々の交流の機会を充実 いたしました。

次に、人権・平和では、人権意識の高揚を図るため、「人権教育のための国連10年・斑鳩町行動計画」に基づき、人間としての個々のあり方や生き方を理解し、思いやりのある児童・生徒の育成など、人権問題の理解を深めるための総合的かつ計画的な施策の推進に取り組みました。

また、非核・平和については、世界の恒久平和を願う「斑鳩町非核平和宣言」の精神にのっとり、住民の皆様とともに平和への取組みを進めながら、特に次代を担う青少年の教育には、学校教育や地域での活動を通じて積極的に取り組みました。

次に、男女共同参画社会の推進では、さらにその推進を図るため、平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念として、男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、「女と男が輝く未来計画」をもとに、男女双方の意識改革や男女共同参画に関する教育及び学習機会の拡充、子育て環境の整備、福祉サービスの充実などの取組みを推進いたしました。また、平成8年に策定しました「男女共同参画社会推進行動計画~女と男が輝く未来計画~」の目標年次が平成17年度まででありましたことから、男女共同参画推進委員会のご提言をいただき、今後10年間における目標を掲げた「第2次斑鳩町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

次に、情報化社会への対応では、奈良県内の公共機関を高速で大容量の情報通信網で結ぶ「大和路情報ハイウェイ」への接続をいたしました。電子自治体の構築のため、これまで整備いたしました、総合行政ネットワーク・住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証サービス等の各基盤とあわせまして、今後は、それらを活用して、インターネット等を通じての行政サービスの提供、また、従来の業務の電子化による簡素で効率的な行政運営の実現を図り、電子自治体の構築をめざしたいと考えております。

次に、第2の柱「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」であります。年齢の違いや障害の有無を問わず、誰もが生涯を通じて安心して暮らすことは、すべての住民の願いであり、これをまちづくりの基本としつつ、少子・高齢化などの社会経済環境の変化を踏まえ、福祉・保健・医療・社会保障などの施策を通じて、すべての住民が健康で生きがいをもって、安心して暮らせるまちづくりを進めました。

その主な取組みといたしまして、生涯福祉の充実では、地域福祉で、住民の地域福祉の推進を図るため、引き続き社会福祉協議会の活動を支援するとともに、多世代間の交流の場としてご利用いただいております「斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里」につきまして、より一層利用しやすい施設となるよう、使用料の改定を行いました。

なお、ご心配をおかけしております(仮称)総合福祉会館の建設につきましては、ようやく地権者の方々のご理解とご協力を得ることができ、建設用地の境界の立会い、測量等を行うことができました。当初の計画から相当時間も経過しておりますことから、整備にあたりましては、必要な機能はもちろんのこと、時代の要請にあった施設となるよう十分検討のうえで、進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉では、平成15年度からの第2期介護保険事業計画・老人保健福祉

計画の最終年度にあたり、引き続きこの両計画に基づき、高齢者が自立し充実した生活がおくれるようなまちづくりをめざして施策を展開するとともに、平成18年度以降の第3期介護保険事業計画・老人保健福祉計画の見直しを実施いたしました。

また、高齢者の自立した生活の確保や生きがいづくりと社会参加を促進することにより、できる限り要介護状態にならないよう、健康で生き生きとした生活をおくり、また住みなれた家庭や地域で暮らすことができるよう、介護保険サービスの円滑な実施や既存の福祉サービス制度の活用を積極的に図り、生活支援・介護予防、家族介護支援、生きがいづくり、社会参加等、高齢者の福祉の充実に努めました。

次に、障害者福祉では、障害のある人も障害のない人も地域社会を構成する一員として、同じように地域で生活する「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立や社会参加を促進し、障害者の主体性や自己決定を尊重できる取組みを進めました。また、昨年見直しを行いました「斑鳩町障害者計画」について、進捗状況の管理を行い施策の推進に努めました。

次に、児童福祉についてであります。

現在の急速な少子化に歯止めをかけるため、昨年策定いたしました「斑鳩町次世代育成支援行動計画」の進捗状況の管理を行い、施策の推進に努めました。

また、平成14年度から取り組んでおります子育てサポーターの養成につきましては 養成講座修了者47名により子育てサポート組織が発足され、昨年6月から託児サービ スを開始されたところであり、町といたしましては、地域での子育て支援を充実するた め、引き続きその活動を支援しました。

次に、社会保障では、福祉医療費助成制度について、県の補助制度が変更されたことにより、助成金の自動償還払い化、老人医療費助成制度以外の助成制度の対象者に対して医療費の一部負担、老人医療費助成制度では、平成17年8月1日以後に65歳に達する高齢者を助成対象者とはせず、助成制度の段階的な廃止などが実施されたところですが、本町におきましては、乳幼児、母子、心身障害者の健康保持の観点から、それらの医療費の一部負担を求めることなく、引き続き全額助成を行いました。また、老人医療費助成制度につきましても、本町財政の状況が許す限り、医療費の助成に努めていきたいと考え、県の補助対象とならない高齢者について、これまで実質的に町が負担していた1割分について、継続して助成を行いました。

次に、健康づくりの推進では、住民が健康で活動的な生活ができるまちづくりをめざ

し、生活習慣病予防対策の推進に努めました。

また、子どものすこやかな成長を育むためには、よりよい食習慣の確立が必要でありますことから、食に関する正しい知識の普及・啓発を図り、食を通じた健康づくりに努めました。

次に、保健・医療体制の充実では、住民の健康増進や疾病予防・早期発見のため各種がん検診、基本健康審査、健康教育及び健康相談等の充実に努めるとともに、保健活動の拠点として保健センターの機能充実を図りました。

次に、第3の柱「文化の香り高く心豊かなまちづくり」であります。多様なニーズに 応える学習機会や学習活動の整備を図るとともに、次代を担う子どもたちが、斑鳩を誇 りにし、豊かな感性や創造性、思いやりをもって成長できる人づくりを進めました。

また、斑鳩らしさを創出する重要な要素であります歴史・伝統文化を大切に保全・継承するとともに、まちづくりの素材として活用を進めました。

その主な取組みといたしまして、生涯学習・スポーツの推進では、地域社会の連帯感また教育力の向上をめざし、家庭教育の充実などさまざまな機会での活動を展開し、地域社会づくりに向けた生涯学習の推進に努めました。

また、心身ともに健全で人間性豊かな生活を営むため、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供を推進しました。

次に、教育・人づくりの充実では、「総合的な学習の時間」を活用し、教科の枠を超えた学習の充実など特色ある教育活動を推進しました。

また、小中連携教育の取組みにつきましては、「生き方」の学習、英会話学習、交流学習等を実施し、小学校・中学校の9年間をとおして、子どもたちに「郷土を愛する心を育み、国際化の進む社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力」を育成するための教育の充実に取り組みました。

さらに、子どもの安全確保を図るため、保護者らに町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える「子ども安全安心メール」を導入いたしました。

次に、青少年の健全育成では、地域の教育力の向上をめざすため、地域家庭教育講座の開催等により、より充実した人間関係がつくり上げられるような機会を提供いたしました。

次に、地域文化の保存と創造では、歴史文化の保全と継承で、史跡中宮寺跡の公有化 を平成15年度から実施しておりますが、その3カ年目としまして、9,762平方メ ートルを公有化いたしました。

また、史跡藤ノ木古墳につきましては、整備基本設計書の策定及び実施設計書を作成いたしました。

次に、文化・芸術の振興では、「いかるがホール」は、開館以来、多くの皆様方にご利用をいただき、文化活動をとおして豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む活動の拠点となってきています。今後とも、その機能が最大限発揮できるよう、住民ニーズに応えた幅広い事業展開を図り、推進体制の充実に努めたいと考えております。

次に、第4の柱、「潤いのある魅力的なまちづくり」では、斑鳩の持つ自然環境や歴史的景観などを保全・活用し、地域特性を生かした個性的で潤いのある、魅力あふれるまちづくりを進めました。

その主な取組みといたしまして、市街地・住環境の整備では、JR法隆寺駅周辺整備について、平成16年6月に締結いたしましたJRとの協定により、平成18年度までを事業期間として、順調に事業が進捗しております。

平成17年度は、駅舎や自由通路の詳細設計が完了するとともに、駅構内の2面2線 化への配線形態の変更工事の実施及び自由通路工事に着手しました。

また、懸案でありました踏切拡幅工事も完成し、駅前広場や周辺道路整備につきましても、事業推進に向け地元自治会等への説明会を実施するとともに、地権者等関係皆様にご理解とご協力を求めているところであります。

次に、道路・交通体系の整備では、本町の都市骨格の形成や、ゆとりのある生活環境の創造に向けて、重要な要素となる道路体系の整備について、引き続き国道及び県道の整備促進を積極的に図りますとともに、町道につきましても、安全性や快適性に配慮した、人にやさしい道づくりを進めているところであります。

はじめに、いかるがパークウェイの整備につきましては、モデル区間から竜田川までの稲葉車瀬区間において国で事業を進めていただいており、平成16年度に引き続き、用地取得を重点的に進める一方で、道路設計に係る地元協議などを実施いたしました。また、完成後1年を経過した小吉田モデル区間におきましては、町内全世帯を対象にモデル区間の整備内容に関する評価アンケートを実施し、その結果について住民代表者と行政による「いかるがパークウェイ推進協議会」への報告、協議を経て評価結果を他区間の整備に生かして事業推進を図ることとしております。

次に、法隆寺線の整備につきましては、龍田南2丁目地内と服部地区の区画整理事業

地内において平成16年度末に工事が完了した区間の供用を開始しております。また、 未整備区間においては用地の確保に努めてきたところであります。

また、道路整備5カ年計画等の推進に努め、道路のネットワーク化を推進いたしました。

次に、風景・景観の形成では、地元の方々の協力を得ながら進めてまいりましたコスモスによる景観作物の栽培につきましては、情報誌に取り上げられるなど、斑鳩の秋の風物詩として定着し、多くの皆様に親しまれているところであり、引き続き、地元の皆様の協力を得ながら、栽培を奨励し、地域特性を生かした斑鳩らしい風景・景観の維持・創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の整備につきましては、西里地区の街並みと調和した石張りや自然色舗装などによる道路表面の整備等を進めておりましたが、本年度をもって全線整備が完了いたしました。

次に、第5の柱「安全で快適なまちづくり」では、自然環境を保全し、環境への負荷の少ない都市づくりなど環境共生型のまちづくりを住民とともに進めるとともに、災害に強いまちをめざし、住民の防災意識の高揚を図り、地域ぐるみでの自主防災体制の確立を進めました。

また、防犯体制や交通安全対策について充実を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しました。

その主な取組みといたしまして、環境保全の推進では、現在の環境問題が日常生活そのものに深く結びついていることを今一度認識し、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、生活様式のあり方を見直していく必要があることから、住民の皆様が行動を起こしていただくうえで必要となる「意識・行動を変える」、「取組みを助ける」、「人材・組織を育成する」、そして行政が「率先して取り組む」といったことに重点をおき各事業に取り組みました。

具体的な取組みとしましては、環境教室、地球温暖化防止啓発、エコいかるがファミリー、エコいかるがキッズなどの事業を引き続き実施し、意識や行動を変える機会の提供に努めるとともに、環境保全推進委員を各自治会から1名ずつ選出していただくことにより、自治会や団体の環境保全活動に対します取組みを支援し、人材・組織の育成を図りました。

また、ISO14001の啓発につきましては、ISOの登録期間は3年間であり、

平成17年度は更新時期にありましたことから、更新審査を受け、改めて登録が認められたところであります。引き続き ISO登録団体として環境マネジメントシステムの運用を一層強化し、環境に対して負荷の少ない業務・事務事業の実施に努めたいと考えております。

次に、ごみ問題では、本町のごみ排出量は、平成17年度におきましても前年度の排出量を下回り、平成12年10月にごみ処理有料化を導入以後、6年続けまして当該年度のごみ排出量が前年度を下回る結果となっております。これは、依然として住民の皆様のごみ問題に対する意識の高さの現れであると感謝をしているところであります。しかしながら、全国に約2,000施設ほどあります最終処分場の残余容量は、平均であと10年余りであるといわれておりますので、当町でもまだまだごみの減量化を進めていく必要があると考えており、平成17年度では、これまで100%埋立て処理をしておりましたビニールごみにつきまして、10月からその他プラスチック類としてリサイクル処理に移行いたしました。また、新聞紙、段ボールといった古紙類につきましても少子・高齢化などの事情によりまして、地域で集団回収ができない12の自治会を対象に、町で回収をし、リサイクル処理を行います「古紙類・繊維類リサイクル回収モデル事業」として実施いたしております。また、焼却灰の埋立て処理削減にも努めました。

次に、防災・防犯では、まず防災については、第3回生駒郡総合防災訓練を生駒郡4 町の合同で実施いたしました。また、広域的な防災関係機関等との連携体制の確立を図 るとともに、災害時における地域での災害応急対策ができるよう、住民主体で実施しま す実践型の地区別防災訓練も引き続き実施いたしました。

さらには、平成16年10月に奈良県において作成されました「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」の結果を踏まえまして、本町の災害備蓄の強化・充実を図りました。次に、防犯体制の整備につきましては、犯罪を未然に防ぐため、行政・住民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚を進めるとともに、青色防犯パトロールとして

町公用車に青色回転灯を取り付けたパトロールを行い、パトロール活動の視認性を高め

ることにより、防犯活動のより一層の充実を図りました。

また、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援を引き続き実施いたしました。 次に、上・下水道の整備で、下水道につきましては、生活環境の改善と公共用水域の 水質保全の目的から、平成4年度から工事に着手し、平成17年3月末には念願であり ました一部供用を開始することができました。これは、町議会をはじめ、関係自治体、 住民の皆様のご理解・ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。今後も引き続き整 備区域の拡大を図っていく所存でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、第6の柱「にぎわいのあるまちづくり」であります。斑鳩固有の自然・歴史・ 文化資源を活用し、活力あふれるにぎわいのあるまちづくりを進めました。

その主な取組みといたしまして、農業の振興では、農業者の高齢化・担い手不足・遊休農地の増加・都市化の進展など、農業を取り巻く環境が悪化しております。このことから、引き続き農地の流動化を推進するとともに、集落営農の推進による、遊休農地の解消などに取組みました。また、「産業フェスティバル」の開催、貸農園「いきいきファーム」の継続など、農業者と地域住民との交流の場を提供する取組みも実施いたしました。

次に、商工業の振興では、わが国の経済は、ゆるやかに回復をしているとされておりますが、小規模な事業者が大半を占める斑鳩町の商工業者は、依然として先行きの不透明感は解消されておりません。このため、商工会を通じての有利な国・県の制度資金の活用など、経営環境の変化に対応した指導等を実施いたしました。

次に、観光の振興では、斑鳩町観光協会が行う観光事業及び各種イベントを支援するとともに、広域的視点にたった情報発信に努めました。

また、木造世界遺産を持つ都市が連携して設立しました日本「木造の世界遺産」市町村連絡協議会の活動をとおして、世界文化遺産のあるまち「斑鳩」の魅力を広く国内外に発信するとともに、「外国人旅行者訪日促進戦略」の一環として、国において実施されているビジット・ジャパン・キャンペーンを活用し、県、奈良市とも連携をとりながら、外国語案内によるラッピングバスの運行やバス停留所の整備などを行い、外国人旅行者の積極的な誘致に努めたところであります。

最後に、町政の運営に関する施策についてであります。

その主な取組みといたしましては、はじめに、行政改革の推進では、第3次斑鳩町行 政改革大綱の前期実施計画に基づき、全157項目の取組みを推進しているところです が、過去2年間の進捗状況を取りまとめ、住民の皆様に、町の広報紙やホームページに より公表するとともに、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指 針」に基づきまして前期実施計画の見直しを行いました。

次に、財政の健全化についてでありますが、本町は住民の意向を受け、単独町制を歩むことになりましたことから、本町財政の健全化を図るにあたり、今後の財政運営の方

向性と個別事業のあり方や改善方策、行政と住民の果たすべき役割のあり方など、住民の視点に立ったさまざまなご意見をいただくため、昨年7月、斑鳩町財政健全化検討住民会議を設置いたしましたが、本年3月31日には同会議から「平成27年度の経常収支比率を90%までに抑制する」内容の最終報告書の提出をいただきました。

現在、同会議のご意見も踏まえまして、財政健全化計画の策定作業を進めているところであります。その基本方針として、「将来にわたり持続可能な健全財政を確立するために、基金からの繰入れに頼らない予算編成」を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、住民参加型ミニ市場公募債についてでありますが、住民のまちづくりへの参加意識高揚を財政面から図るため、また、資金調達法の多様化の観点から、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る資金について、「斑鳩町いきいきの里債」として、県内町村で初めて住民参加型ミニ市場公募債を発行いたしました。住民の皆様の関心は非常に高く、公開抽選により購入者の決定をさせていただいたところであります。今後は、財政状況を勘案しながら、可能な限り発行を検討してまいりたいと考えております。

以上が、平成17年度斑鳩町一般会計に係る各種施策の主な取組みの概要であります 次に、認定第5号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定についてであります。

当特別会計の運営は、財政基盤において不安定要素はあるものの、被保険者のご理解とご協力を得るとともに、保険者として経常経費の節減をはじめ、医療費の抑制対策や貴重な財源である国民健康保険税の確保などに努力し、健全な財政運営をめざして努めてまいりましたが、歳入決算額は22億7,651万円、歳出決算額26億1,860万7,000円、差引3億4,209万7,000円の歳入不足となり、平成18年度予算より同額を繰上充用する措置を行うことで決算を終えることとなったところでありますが、依然として、危機的な決算状況が続いているところであります。

なお、制度上、翌年度で精算される一般被保険者に係る療養給付費負担金で、平成17年度において516万8,000円が超過交付となっており、また、退職被保険者に係る療養給付費交付金につきましても、平成17年度で2,127万3,000円が超過交付となっておりますので、それぞれ平成18年度予算において返還することとなっております。

今後も、被保険者の高齢化や医療の給付形態の多様化によります保険給付の増加が見

込まれますことから、予防医療の観点から保健センターでの各種保健事業との連携強化により医療費を抑制し、また国民健康保険税の収納率の向上に向けた積極的な取組みを継続して行い、健全運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第6号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は21億6,785万4,000円、歳出決算額は21億4,174万7 000円で差引2,610万8,000円の歳入超過となっております。

この超過分は、医療給付等に係る支払基金交付金、国庫及び県負担金の超過交付であり、平成18年度会計に繰越し、償還することとしております。

老人保健の医療費につきましては、この制度の対象となる年齢の引き上げにより対象者が減少しているものの、1人当りの医療費が前年比3.6%の増加となったことなどから、前年度に比べ若干の減少にとどまりました。診療別では入院、調剤が減少し、外来によるものが増加しているところであります。外来患者が入院するとさらに高額の医療費を必要とすることになりますことから、高齢者の症状が重度化しないよう、健康相談など保健事業の積極的な展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定第7号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定 についてであります。

歳入決算額が2,588万9,000円、歳出決算額が2,040万3,000円で 実質収支額は548万6,000円となっております。

下司田池に係ります訴訟事件につきましては、議員皆様の温かいご理解とご協力のお 陰をもちまして、解決まで辿り着くことができ、平成17年6月27日に和解が成立い たしました。

和解解決金は1,500万円で、その他弁護士費用及び維持管理に要した費用を支出しており、その費用を捻出するため、財産区財産の土地の一部を斑鳩町に処分いたしました。

今後は地元住民の皆様や水利組合とも十分に協議し、適切な管理に努めたいと考えております。

次に、認定第8号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてであります。

公共下水道につきましては、平成17年3月末に念願でありました供用開始をするこ

とができました。

さて、歳入歳出決算につきましては、歳入決算額18億5,271万8,000円、歳出決算額18億4,771万7,000円で決算を終えたところであります。公共下水道事業につきましては事業認可区域245~クタールのうち、平成17年度は龍田2丁目から龍田4丁目まで、幹線管渠約900メートルに着手し、また、龍田北1丁目地内、小吉田2丁目、阿波2丁目、服部1丁目、法隆寺1丁目・2丁目、興留6丁目地内において面整備を実施し管渠延長で約5キロメートル、面整備で約12~クタールの整備を行い、約44%の整備率となっております。

また、平成17年度の交付金の追加を受けたことにより、平成18年度に予定いたしておりました服部1丁目地内の面整備であります3つの工区を前倒し発注したことから9,810万円を平成18年度に繰越明許いたしております。

次に、公共下水道の接続申請は655件の申請があり、初年度としては順調に進みましたが、引き続き接続率向上はもとより、一層の下水道整備区域拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第9号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当特別会計では、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の周知を図り、要介護認定の普及推進やサービスの安定的供給等介護保険事業計画に基づき制度の適正な運営に努めているところであります。

平成17年度の収支状況は、歳入決算額で12億8,980万1,000円、歳出決算額で12億8,286万4,000円、差し引き693万7,000円となっております。

国、県からの介護給付費負担金につきまして、給付実績に対する法令で定める割合の 負担金56万2, 000円が受入れ不足となっておりますことから、平成18年度で受 入れを行うことになっております。

また、平成17年度の給付実績に対し、支払基金から法令で定める割合以上に交付金を受け入れていることから、超過交付分25万8,000円を平成18年度で償還することとなっており、還付未済額を差し引いた額を介護保険給付費準備基金に積立を行う予定であります。

次に、同意第3号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

であります。

現委員の兒玉厚雄(こだま あつお)氏の任期が、平成18年10月1日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。 次に、同意第4号及び同意第5号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1及びその2)であります。

現委員の吉川嘉重(よしかわ よしかず)氏及び中野敦司(なかの あつし)氏の任期が、平成18年10月1日をもって満了となることから、引き続き両氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第8号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)の報告についてであります。

平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)につきましては、取得事業の変更を行うものであります。

その内容についてでありますが、(仮称)総合福祉会館事業用地の取得につきましては、当初の計画では平成18年度から2カ年の予定で進めておりましたが、事業の実施にあたり建設スケジュールの見直しを行いましたところ、平成19年度で竣工できる見通しとなりましたことから、今年度で、町が直接に用地を買収することとなりました。

このことにより、取得事業の変更を行うもので、(仮称)総合福祉会館事業用地取得費1億9,475万4,000円を減額し、取得費合計4億5,814万円とするものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていた だきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議 決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程19、承認第7号、日程26、同意第3号、日程27、同意第4号、日程28 同意第5号、日程29、報告第8号を除く町長提案の18議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進め

てまいります。

日程7、議案第46号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) この議案第46号につきましては、当町職員にかかわる問題であることから、この説明などをお聞きしてましたら、人事院の方からの法改正通達があったと、近隣の動向を見てということの説明だけがなされてたと思うんですが、当町の職員に対して、この件についてどのように町の方は、変更することについて協議をなさったのか。当町には組合もございますし、その辺のところについてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

それと、これが今議会通りましたら10月1日から実施されるということですが、現在でも色々な世代の方たちと色々お話をさせていただく中で、役場が何時から何時まであいているのかというようなご認識の余りない方も多いようにお見受けいたします。10月1日改正後、どのように住民に周知徹底をされるようにお考えになっているのか、その辺もあわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

- ○議長(中川靖広君) 植村総務部長。
- ○総務部長(植村哲男君) まず1点目の職員への対応でございますけども、これにつきましては、職員労働組合を通じまして、8月24日でございましたが、ご説明申し上げました。執行委員長と役員の方が来ていただきまして、町側の考え方、近隣の状況等をご説明申し上げまして、ご理解をいただいたというところでございます。よろしくお願いいたします。

2点目のいわゆる10月1日から施行ということでございますが、これにつきましての住民周知でございますが、9月14日付ですか、「お知らせ版」がありますんで、その中で住民への周知をしていきたいということと、庁内でございますけども、の中で、12時と1時になりましたらそれぞれチャイムを鳴らして、チャイムといいますか、庁内でそういったチャイムを鳴らすことによりまして、住民にもわかりますし、職員もそういう意識を持つということになりますんで、そういったことで徹底を図りたいと考えております。

- ○議長(中川靖広君) 14番、里川議員。
- ○14番(里川宜志子君) この問題につきましては、近隣の他の町の動向なども踏まえてということでしたが、この生駒郡だけを見ましても、既に7月から実施をされている

ところもあり、当町では今議案は10月からと、そしてまだ実施に踏み切らないところもあるという、割合ばらつきのある対応となったことから、自治体によって違いがあるということも含めまして、先日私も夏に三郷町の役場へ行きました時に、三郷町の庁舎内にも、しばらく張り紙というのかポスターというんですか、庁舎内に張ってございました。やはり住民によりわかるように周知徹底の方も含めましてしていっていただきたい。それで、職員にも十分な理解を求めていただいているとは思いますが、今後も執行部の方、職員に対しての協議などきちっとしていただけるようにまたお願いをしておきたいというふうに思います。これは要望ですんで、よろしくお願いします。

○議長(中川靖広君) ほかにありませんか。ないようですので、これをもって議案第4 6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第46号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程8、議案第47号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例に ついてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、木澤議員。

- ○13番(木澤正男君) これにつきまして、先日の厚生常任委員会でも説明をされておられましたけれども、この対象となる世帯も1世帯で、しかも今適用は受けておらないということで、斑鳩町内でこれの適用を受ける世帯はないと、そして今後の見通しもほとんどないというふうに説明をされておったと思うんですけれども、この制度改正によって実際にこれを適用する人が出てきた時にその人の負担がどれぐらいになるのかというのを、もし試算をされているようでしたら、理解を深める立場から教えていただきたいと思います。
- ○議長(中川靖広君) 中井住民生活部長。
- ○住民生活部長(中井克巳君) 今、木澤議員も申されてますように、この制度改正に伴って、現在当町では対象となる世帯というのは1世帯あるわけですけども、これに、7 0歳という年齢に達しておられないので、この改正には該当しないということで、委員会でもご報告をさせていただいております。

これが該当になってどのように負担になってくるのかというのは、食料費と調理コストと、それとプラス居住費ということになりますので、両方合わせましてざっとで1,700円ぐらいの負担になってこようかというふうに思っております。今現在のところ食料の材料費として780円の1日当たりの自己負担をしていただいておりますので、それに、今、1,700円言いましたんで、ざっと1,000円ほどの増、1日当たり

の自己負担額ということです。

○議長(中川靖広君) ほかにありませんか。これをもって議案第47号に関する総括質 疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第47号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程9、議案第48号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第48号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程10、議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程11、議案第50号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に 関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第50号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程12、議案第51号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第51号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程13、議案第52号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第52号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第52号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程14、議案第53号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予 算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第53号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第53号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程15、議案第54号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(中川靖広君) これをもって議案第54号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第54号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程16、議案第55号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負 契約の締結について(その1)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里 川議員。
- ○14番(里川宜志子君) これにつきましては、ちょっと入札結果を見まして驚いてい たところでございますが、以前にも第2分団の詰め所の時に、非常に低価格の入札とい う経験もあったわけなんですけれども、安く請け負っていただけるということは、それ だけ、これは公費で支払いますので、町民にとってプラスになることだというふうには 考えているわけなんですが、ただ積算する状況というのが私にもよくわかりませんので この55号、56号、57号、今落札された金額で、単にメートルで割っただけでも、 低価格の入札になっていない議案、第57号の単価が非常に安いわけなんですね。低価 格となった方ですらまだそれ以上に高いと。普通メートルが増えていったら、色んな経 費が、何というんですか、小さいものより大きくなれば経費が効率的な運営されるのか なというふうに私なんかは普通に素人考えでいくとそんなふうになるんですが、それが 意外にも、低価格であるにもかかわらず、さらに単価も非常に、単に1メートル当たり で考えたら高い落札となっていると。この辺の積算について、私自身は考えてたらよく わからない。なぜこういうふうな積算の状況になるのかなというふうに非常に大きな疑 問を持ったところです。それについて、担当の方ではどのようにその積算状況について ご認識を持っていただいているのか、その辺について少しお尋ねをしておきたいなあと いうふうに思ってます。

それと、やはり施工に関する信頼関係の中で、審査の結果大丈夫であると、議案として出してきたということですが、どうしても私たちは最低制限価格のイメージが非常に

強くなっておりまして、そういったところにも非常に危惧をするところなんですが、今 現在は低入札価格調査という形で進めていただいているんですが、これちょっと読ませ ていただいた時に、契約審査委員会の調査の結果というふうになっているんですが、こ の契約審査委員会というのはどのように組織をされているのかということもあわせてお 尋ねをしておきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 池田上下水道部長。
- ○上下水道部長(池田善紀君) まず、私の方から、積算ですけども、まずメーター当たり単価が違うということですけども、下水道工事の場合、各色んな工法がございます。 例えば、今現在発注する龍田西汚水幹線につきましては、シールド工法でございます。 道の下深く10メーターぐらいのところを径1メーターの管をふせていくわけです。このシールド工法というのは、メーター当たり単価は非常に高うございます。平均80万円程度と言われております。

もう一方、議案第57号といいますのは、これは1メーター当たりの安い工法でございますんで、管も30センチですんで、高耐の推進工法と言って、メーター当たりの単価は安うございますんで、安いです。それとか、あと面整備も入ってきた場合については、当然開削工法もございます。開削工法が来たらもっと安くなってまいりますんで、その現場現場による工法によって当然メーター当たり単価は相当開きがございますんでそれについてはご理解いただきたいと思います。

後段については総務部長の方から。

- ○議長(中川靖広君) 植村総務部長。
- ○総務部長(植村哲男君) 審査会の組織についてのご質問でございますけれども、この メンバーにつきましては、人数は10名でございます。メンバーの内容でございますけ ども、助役、それと私、それと教育長、これは教育次長として参加しております。あと 残りの部長3名、それと都市建設部の課長4名という内訳となってございます。
- ○議長(中川靖広君) 14番、里川議員。
- ○14番(里川宜志子君) 私もその工法によって違うだろうということは理解はさせていただきますが、今後も、安いに越したことはないというふうには思っておりますけれども、やはり私たちどうしても最低制限価格制度のイメージも強く、非常に心配をするというところもありますので、審査会も開いていただき調査もしていただいたと思いますが、今後施工に関しまして、この議案が通りました後には、管理については、今まで

以上に特段の配慮をしながらやっていっていただきたいというふうに思っておりますので、またぜひお願いをしておきたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) ほかにありませんか。13番、木澤議員。
- ○13番(木澤正男君) 今、里川議員の方から質問もあったんですけれども、この今回の低入札価格の調査に対しては、契約審査委員会、こちらの方に審査を依頼したということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(中川靖広君) 植村総務部長。
- ○総務部長(植村哲男君) これにつきましては、先ほども池田部長の方からも説明ありましたけども、この関係につきまして、早速そういう積算の内訳書や業者の事情聴取、これにつきましては入札執行者でさせていただきました。その結果、色々種々検討した結果工事が担保出来るということで判断出来ましたので、この審査会を開くまでもなくそれで決裁を終えた、手続で終えております。
- ○議長(中川靖広君) 13番、木澤議員。
- ○13番(木澤正男君) 今、ちょっと、依頼したという言い方は、職員の皆さんで構成 されているんで、おかしな表現になりましたけれども。

そうすると、契約審査委員会を開いてないということですんで、この低入札価格調査による要領をいただいておりますけどもその中で、調査の実施として15の項目を挙げていただいておりますけれども、こちらの15の項目についてはすべて調査をされたということでよろしいんですか。

- ○議長(中川靖広君) 芳村助役。
- ○助役(芳村 是君) 私の方から説明をさせていただきます。もちろん15項目による業者から書類を提出させたわけでございます。1個1個下水道の職員、そして設計者が調査をいたしまして、今回このような低入札をしたその理由、当然聞かなければならない、これが必要だと思うんです。あくまでも業者に直接聞く必要があるということから業者の参加を得て28項目でしたか、聞かせていただきました。やはりこの最低入札した業者からは、28項目聞き取りを行ったわけでございますが、この聞き取りを行った内容、十分設計内容を把握した形で業者は見積もりを行っているということを確認しました。何ら問題ないと、このように確認したわけでございます。

また、この工事の手法となるいわゆる泥土圧式ミニシールド工法、これについて類似 の施工の実績との比較、そしてまた当町が設計いたしました内容との比較を検討をし、 そして業者に事情を聞いたところです。この件につきましても、品質確保等の問題、これらも十分把握しながら歩掛をし、そして見積もりを業者は行っているということで確認をいたしました。

また、経費につきましても、業者に聞き取りいたしますと、一般管理費をカットしていると。そうした上において、安全管理上良質な施工が十分行える体制をとったと、こういうことを言っておるわけです。これは、いわゆる現金ベースといいますか、そういうことで協力業者とか雇うと。そうしたら、協力業者等についても問題なく協力するということも今までございました。そういうことにおいて現金ベースでやると、こういうことを言っております。

また、施工計画、内容を見てまいりますと、やはり準大手のゼネコンでございますから、施工計画の記載内容を十分把握していると、こういうことについても提出した内容を見てますと、非常にがっちりしたということもございます。

また、経営内容ですね、これが必要であろうということで、経営内容についても提出をさせました。それで、会社の経営の状況を見ましても、非常に安定した経営がされているということ。また、会社の信用度が高く技術的に優れた要素を持っている会社だなと、このようにも思います。また、貸借対照表を見ましても、17年度決算では約20億強の余剰金が出てきた、こういうことでございます。

そういうことをすべてを含めまして、この業者に落札した金額で契約をし履行させて も問題ないということで確信をし、そして今回議会の議決をいただくと、こういうこと になったわけです。

以上です。

- ○議長(中川靖広君) 13番、木澤議員。
- ○13番(木澤正男君) 今、ご説明いただいたみたいに、書類上、書面上での調査をしっかりされて信頼出来る会社やというふうに判断をされたということですので、そちらの方は信用をしたいというふうに思うんですけれども、先日建設水道委員会の中でも委員さんがおっしゃっておられたんですけれども、実際に工事をする際に、下請の業者にお願いをして、実際現場を見に行ったら、あれ、ちょっとおかしなことになっているの違うかという状況があったというふうに委員さんはおっしゃっておられたんですけれども、そういったところは、やはり書面上で調査をされてもなかなか現場の状況というのはわかりづらいものがあると思いますんで、この「事務取扱要領」にも書かれておるん

ですけれども、現場の監督、これは契約審査委員会においては、管理技術者とは別に入 札告知に関する技術者を専任で配置するように求める場合がある、こうしたこちらの方 からそういう要望をするということも出来ますけれども、そうした現場の監督ですね、 こういった体制については、今後町としてどのようにしていこうと考えておられるので しょうか。

- ○議長(中川靖広君) 芳村助役。
- ○助役(芳村 是君) 当然この工事が設計仕様書どおり完工するということが必要であります。そのためには、町としても十分施工計画の内容を見ながら、不適切な工事がされないよう、また技術者においても、単なる技術者ということではなしに高度な技術を持っている方に色々な面について直接指示するということでお願いしていかなければならないと、このように思います。また、そのとおりをしなければ、設計仕様に基づく完工は出来ないのではないかと、このように思っておるわけでございますから、先ほどご指摘にありましたようなことは、ほぼ私はないと、このように思います。
- ○議長(中川靖広君) 13番、木澤議員。
- ○13番(木澤正男君) そうしましたら、今、工事がちゃんと施工されているかと確認 も行いながらやっていただけるということですんで、そのようにお願いをしたいと思い ます。また、現場の状況も、もちろん職員さん見に行かれると思いますんで、その都度 その都度、もし不備がありましたら、住民さんに迷惑がかからないように、またちゃん と工事が施工されるように対応していただきたいというふうに要望しておきたいと思い ます。
- ○議長(中川靖広君) ほかにございませんか。7番、小野議員。
- ○7番(小野隆雄君) これらの議案は、後で、総括質疑が終了したら、私が属しております建水の委員会に付託されますので、その場所でも質問させていただこうかなと思ってましたが、里川議員が最初におっしゃったとおり、同じ気持ちで、これは入札執行者に対してちょっと質問をしてみたいなと思います。それで、今、木澤議員が最後におっしゃったことについては、これは建設水道常任委員会でこれから色々報告を受けさせていただいて、担当の委員として色々と質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、この「事務取扱要領」、これは先日の建設水道常任委員会で、委員長の 取り計らいで配付していただきまして、少しというんですか、昨夜ちょっと読ましてい ただいただけで申しわけないんですが、勘違いの質問するかわかりませんが、その点は お許し願いたいと思います。

まず、「調査基準価格の設定」という項目の中に、その調査基準価格というのを、「契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で次に定める割合を予定価格に乗じて得た価格」ということなんですが、この、今、総括質疑させていただいております(その1)、この議案での調査基準価格は幾らであって、それは予定価格の何%に当たっているのか、その点をお聞きしたいなと思います。

- ○議長(中川靖広君) 植村総務部長。
- ○総務部長(植村哲男君) 今回の(その1)の関係でございますけども、低入札調査基準価格の中で、税抜きで6億541万1,000円ということで、対予定価格の80%ということになっております。
- ○議長(中川靖広君) 7番、小野議員。
- ○7番(小野隆雄君) ということは、3分の2ということは、66.66ずっと続くわけですね。それから85%の間で、80ということで決めておられるんですけれども、先ほど里川議員もおっしゃってましたが、この要領制定に至っては、私ども最低制限入札、そういうことを組み入れていかれるんかなという考えを持っておりました。といいますのは、公共工事については、やはり安かろう悪かろうでは、これは、里川議員もおっしゃってます、経費を少なくというのはありがたいことですが、何分にも公共工事ですので、その点助役からも説明を受けたと思うんですが、当時ね、最低制限価格というのは決めていくべきじゃなくて、この取扱要領にも書いてありますが、地方自治法の施行令第167条の10というのがどういうものかまだ不勉強で申しわけないですが、こういう制度があるのでこれを採用したい、当時説明を受けたと思うんですが、私は最もいい制度だなあ、そのように思っておりました。

これが13年の10月1日から施行ということですが、この後、施行された後、今回のように議会の議決を必要とする5,000万円以上のものについては報告も受けてきたと思うんですが、こうしているわけなんですが、それ以外のそういう入札、今までの入札の中で、13年の10月以降の中で、この調査を必要とした結果というものはあったのかなかったのか。そして、なかった場合に、5,000万円以下でしたらそのままこういう議会での議論にはならないと思うんですが、入札執行者の調査に基づいて契約をされているんだと思うんですが、まずあったのかなかったのか、それと5,000万円以下のそういう入札。

私は、低入札価格で入札に応じられる場合は、予定価格、これについても、絶大な信頼を置いてますので、80%以下だったらこの調査をしますよということは、当然入札の仕様書というんですか、入札をする場合に予定価格調書に調査基準価格幾らと記載しそういうことを明記、すべての入札に際してしておられると思いますので、あえてその価格を割って業者の方が応札してくるということは、一つの見方によれば、公共工事に対する入札に対しての異変だと思うんです。言葉もしあれだったら悪いですけどね。だから、競争入札制度に対しての一つの異常事態であると。

そういうことで、5,000万円以下の場合でも、そのまま契約されているということは、議会も何も知らなくてそのままされることにもなりますし、今、ずっと入札結果というのは、私たち議員に案内していただいております。その中で、調査基準価格というのが、予定価格というのは明記されてますけども、調査基準価格が幾らであるのか、そういうことも今までなかったように思いますので、その点も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 芳村助役。
- ○助役(芳村 是君) 5,000万以下の工事については、低入札価格調査制度を導入 したという工事はありません。

この低入札調査制度を行う場合に、今もご指摘のありましたように、いわゆる低入札 基準価格、いわゆる80%を割ります、これは建設業法で大体決まっておるんですね、 低入札は。ご存じのように、これは直接工事費と共通仮設費と、そして現場管理費の5 分1、これを足して、そして予定価格の率、これを掛けたもの以下になれば低入札制度 価格ということで決めていくと、こういうことになっております。それが80%以下に なっている。

そういうことで、今後、今、小野議員のご指摘によりますこういうような入札状況ですね、これも建設水道委員会でも一応答弁をさせていただきましたように、いわゆる今年に入りましてから非常に建設業界では、入札時における競争性が一段と激しくなっていると。これは新聞でもご存じやと思うんです。各大手の建設会社、これにつきましての公共工事の受注ですね、この戦略というものは非常に変化してきた。ある程度の採算性を無視して、そして量の確保を狙っている業者が見受けられるわけです。こういうことが多くなってきたという状況にあります。こうしたことから、国土交通省や、また各自治体におきまして、低入札調査基準価格を採用されている入札、これが非常に全国的

に見て多くなった、こういうことでございます。

我々といたしましては、低入札調査基準価格をやっぱり導入して、そしてこれ以下で業者が落札するとなれば、非常に思いますのは、小野議員もご存じのように、危険性、これがまず頭に浮かぶ、出来んのかなあという。それは、あくまでもやはり業者の企業努力、先ほど説明いたしましたように、企業努力によってこれは出来るという判断がつけられる場合があります。こうした場合は、当然その業者と契約を履行するということになる、今みたいになるわけです。ただし、見積もりもしないと、単なる形で低入札調査価格を下回って入札すると、こうした資料も出てこないと思いますね。こんな業者があれば、これはちょっと問題だと、このように思って、そこらを十分町としては、十分大きな目を開きながら調査して、そして決めていくと。これからこういうことが必要であろうと、このように思います。

今後、町内業者はこんなことはないと思うんですが、大手ゼネコン、準ゼネコン、こういうような業界につきましては、先ほど申し上げましたような形で入札に参加するということが非常に多くなってきている、このように思います。ひどいところでは、54%という最近の例もございますから、そういうことでどんどんどんどん低入札で攻めてくるの違うかなと、このように思っております。けども、先ほど申しましたように、あくまでもやっぱりこれを契約して履行するのは町の判断であるということでご理解願いたいと、このように思います。

- ○議長(中川靖広君) 7番、小野議員。
- ○7番(小野隆雄君) 余り総括質疑でこんな長いこと質問するのも何かと思うんですが ね、それではその調査の実施の時に、15項目挙げておられるんですけど、2番から8 番、労務者の具体的供給見通しとか、2番の契約対象工事付近における手持ち工事の状 況とか、これらはまさしく今おっしゃっている業者によって特別に低価格でもいける条 件。

今、助役さんも、確かに新聞報道等とかでも、建設業界はどういうあれか知りませんけど、確かに見方によれば過当競争という形にはなってきていると思うんです。で、採算を度外視という言葉の中に、その企業が手持ちにそういうものを持っているからいけるんだ、前に購入したものを転用出来るからいけるんだ、そういう要素しか私は、採算を度外視して公共工事をやっていく業者はいてない。その業界にとって色々な、後々へ響いてくるようなそういう危険なことはしない。といいますのは、下請けがあり、それ

から社員がそれなりにいます。それで、度外視した入札をやっていくところはないと思いますし、先日の建設水道常任委員会でも、12社ですかね、その中でも大半が60%台だと。今、お聞きしたら、80%以下でしたら調査しますよということになっていながら。

ということは、積算の甘さというんですかね。それは、きちっとした積算をされているんだと。それは担当の方でされてたりもしますし。そしたら、今、助役さんがちょっと答弁で披露していただいた今の建設業界の情報ということを、それでは積算の中に入れてなかったのか。確かにそれは今年度の同じ工事で入れるのには危険ですから、入れてなかった。その結果、応札された業者の数とかちょっと記憶ないんで、もし間違えたらごめんなさいね。私は大半と考えてます。大半の業者が基準額を下回って入れる。

そしたら、こういうことだということで、次の類似工事、これから発注していかれる 工事の中で、私はこれらのことを考慮して予定価格を下げていくべきだと思うんですが その点については今後の問題としてどのようにお考えですか。

- ○議長(中川靖広君) 芳村助役。
- ○助役(芳村 是君) こうした採算性を度外視して量におけるという業者は、今も小野議員がおっしゃいますように、会社の経営に余裕があるということも一つ言えるわけです。ただし、大手ゼネコンにおいても、やはり苦しい会社経営もございますし、そういう業者については採算性を度外視して入札を行うということはほぼないだろうと、このように思います。ただ、今回すべて60%とか70%というような形の入札でございましたから、今度参加いたしました業者は会社の経営に安定があると、このように思います。

それと、いわゆる設計見積もり、この積算は町は甘くなかったかという質問やと思うんです。あくまでもやはりこの積算につきましては、これは町の職員が積算しております。この積算基準は、国土交通省の積算基準とか、また各種積算資料、いわゆる建設物価とか建設資料、こういうようなものもございます。そういうようなものにのっとって適正に積算しておりまして、国庫補助を受ける事業でございますから、安易な考えの積算では、これは会計検査も通らないし、また国の審査も通らない、こういうことでございますので、その積算基準に基づいて我々としては正当な積算をしているということでご理解願いたいなと、このように思います。

○議長(中川靖広君) 7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) 何回も言うて申しわけないです。それじゃ、実際の調査された入 札執行者、担当課だと思うんですが、助役さんの答弁はもう結構ですというんじゃない んですが、担当の方の企画財政課にお聞きしたいと思うんですが、この15項目の中で 先ほど私が申し上げた中身では、12番までですかね、これらについては明らかにその 業者に請求すればすぐ出してくるもんですが、どちらかの議員さんの質問の中で、経営 状況もよろしいということを助役さんがおっしゃっておるんですが、この経営状況、取 引金融機関、保証会社等への照会ということになっております。それから、信用状態、 これは業法違反の部分、それから賃金不払いの状況及び下請代金の支払い遅延状況等項 目をうたっていただいております。これらに対してはものすごく個人情報としてなかな か、照会が返ってくる時間というんですか、なかなか難しいものがあるんだと思うんで す。

例えば、下請代金の支払い遅延状況というのは複雑で、私も建設業のところに身を置いたこともありますので、現場監督として業者の人との色んな話し合いもしながら、その毎月の支払いを経理の方へ出すんですが、上役にとってみたらどういうことやということで盛んに聞かれるんです。そしたら、この下請代金の支払い遅延という言葉に対するものすごく難しい判断が必要やと思うんです。

当然、これは7日以内にそれらを入札執行者に提出しなければいけない。これ、8月22日に入札執行されて、資料提出を通知されたのはいつであって、そしてほかの機関業者以外の照会をされて、それらがこちらへ返ってきたと、それらについてちょっと日を追うて教えてもらいたいんですがね、それらについてはどうなんですかね。

- ○議長(中川靖広君) 西本企画財政課長。
- ○企画財政課長(西本喜一君) これにつきましては、8月の22日に入札が行われたわけでございますが、まず8月の22日に積算内訳書のみが提出されました。この要綱によります事務取扱要領の1つ目の入札価格の内訳書でございます。その後、8月の28日までにこの事務取扱要領の2番以降の書類について提出を業者にお願いをいたしまして、8月の28日当日にそれぞれの必要書類が提出されました。その中で、今、おっしゃいます経営状況、それから取引金融機関、県外者等への照会、また信用状態等の書類につきましても、一定の書類が8月の28日に提出されております。

ただ、質問者もおっしゃいましたように、信用状態につきましては、取引金融機関に 照会をかけますと時間がかかります関係上、この調査につきましては、この判断につき ましては、財務諸表等経営状況を判断いたします中で、信用状態を一つは特に問題なしというふうに判断していますと共に、もう一つは信用状態におきましての格付けを民間会社から格付けされている資料がございます。これに基づきまして、これも一定の信用状態が高いという情報がありますので、それに基づきまして判断をしたところであります。

それから、経営状態の方につきましてですが、経営状態の方につきましては、財務諸表によりまして、利益が21億、毎年当期の純利益が21億円、黒字決算ということもわかりましたので、そういったことで経営状態も良好であるというふうに判断をいたしているところであります。

以上のことから、信用状態、経営状況等につきましては、特に問題がないというふうに判断をした経緯でございます。

以上でございます。

- ○議長(中川靖広君) 小野議員、もしかね、議案第55号は建設水道常任委員会に付託 しますんで、小野議員はその委員でもありますし、総務部長も建設水道常任委員会に出 席いただきますので、出来たら短めにお願い出来ますか。いや、お願いしているんです 出来たら短めにお願いします。(「発言させてください」と小野議員述ぶ)7番、小野 議員。
- ○議長(中川靖広君) 7番、小野議員。
- ○7番(小野隆雄君) 今、ちょっと聞き損ないやったら堪忍してほしいんですけど、何か22日というのは、これ郵便入札を執行された日じゃないんですか。その日に、もう既に入札価格の内訳書、これは郵便入札で全業者に要求されとって入ってたんですか。ちょっとそれやったらこれとおかしいですわね。まあ、それはどっちでもよろしいけどね。今、議長、余りしゃべらんといてくれ言うてるからよろしいですけどね。余りにも安易に私は調査をされてないのかな。その点だけを、やはり全議員がおられる時に私は聞いてもらいたいということなんです。

確かに、今、議長がおっしゃるように私は建設水道常任委員会ですし、先日の建設水 道常任委員会でもある程度の話はしてます。だけど、それは総務部長が出席されてます けど、私は担当の入札執行者ということで財政課長に聞いている。といいますのは、先 ほど木澤議員も、この契約審査委員会、設置されたのかされてないのかという話もあり ますし、助役さん答えんでも結構ですよと言いましたけど、この取り扱いは、すべての 調査を、これは財政課長、ですから財政課の入札執行者で全部調査した。そのことを決裁として上げてくる。その中で助役さん情報を知っておられる。最終的には町長が決裁をする。だから、私は調査について議員として、この要領をしっかりと認識してもろうてますかということを聞きたいんです。そのためにあえて総括質疑。12時も回ってますし、こういうことはどうかなと思うんですが、皆さんにしっかり認識してもらいたいと思いますから、話をしております。

今の場合も不自然でしょう。22日にこの中での、その価格による入札した理由及び 入札価格の内訳書。当然これはすぐ出せるんですね。応札してきて、内訳書をつくって その価格を決めて出すという。だから、その期間が余りにも私は短過ぎるんじゃないか なということを指摘しておきます。

それと、先ほど木澤議員に対する答弁で、色んな聞き取り調査をしたんだと助役さんは言われました。実際聞き取り調査されたのは財政課だと思うんですが、助役さんもその報告を受けておられるんかなと思うんですが、その中で一般管理費カット、そういうように業者が言うてる。私は、たしか、次の議案、これも同じ業者。これは契約時に、こういうことじゃなかっても、契約時には一般管理費は何割かカットせな契約したらいかんという、どっかにあったと思うんですよ。ということは、当然その業者にしてみても、これは低価格になる要素にはならないんです、入札に応じてくるには。私はそう考えます。その分については、先ほど答弁されましたけど、一般管理費をカット出来るからこの価格やというその低価格になった理由には私は当たらないと思うんです。それは当たるとしたら、そしたら仮に議会が、そしたら契約してもらってもオーケーだと出した時に、あれどういうんですかね、同じ工期内ですか、工期と工区が隣接している場合の同一業者への契約については、一般管理費を幾らかカットするとか、そういうあれがあったと思うんです。それについてはどのようにされる予定なんですかね。

- ○議長(中川靖広君) 芳村助役。
- ○助役(芳村 是君) 設計仕様の場合には、一般管理費は、その率が決まった、国で決められた率、これがありますね。例えば直接工事費の(「契約の時どうするかです」と小野議員述ぶ)それは、先ほど申しましたように、やっぱりそういう一般管理費を除いて、カットして努力をするということは、やはり企業の努力違うかなと私は思います。私はですよ、思うてます。ただ、あくまでも全体的な中で、企業はこの低入札調査価格以下で落としたことについては、その当社の経営の中での判断をしながらこれはいける

という確立した資料を提出していると、こういうことでございますから、私も先ほど小野議員がご指摘されていますように、やはり決裁で判を押す限りは十分と聞いております。今、小野議員がおっしゃったようなことも聞いてるわけです。そういう中で、いわゆる契約者の前田建設工業株式会社と契約してもいいやないかと、こういうことで判を押した、こういうことでございますから、そこら私も十分係から内容を聞いて、そして今小野議員のおっしゃることも聞きました。そういうことを聞く中で判断した、こういうことで少しご理解願いたい、このように思います。

- ○議長(中川靖広君) 7番、小野議員。
- ○7番(小野隆雄君) 議長が制止されたら私は困るんですがね、会議規則で議長の許可をもらわなければいけないということになりますので。

今の場合も、担当課に聞きたいんですが、最後に1つだけ、また後で建設水道常任委員会で聞かせていただきたいと思うんですが、先ほど木澤議員が取り扱いについて、

「契約後の取り扱い」ということで9番に色々書かれているんですね。「監督体制の強化について以下の措置を講じる」というふうになってます。

私は、前々から下水の方で色々、担当課の人は小野やという電話があったらびくっとされていることもたくさんあったと思うんですがね、これからもあると思いますけど、私は、もう今精一杯働いてくれてると思うんです。その中で、この監督体制の強化ということについて、もう限度だと思うんです。だから、人事のことで申しわけないんですけど、やっぱりしっかりしたスタッフ、しっかりしたスタッフというか、私は人員としてはどうにも出来ないと思います。その中で、私は、助役さんなり、部長も精一杯やった。しっかりとこの現場については、元事業部長でありますし私は尊敬してますので、しっかりと見守ってほしい。そういう手戻りがあっては私つまらんということを思いますので、ぜひともそれをお願いしたいんですが、そういう体制を努めていけるというようなことはどうですか。

- ○議長(中川靖広君) 芳村助役。
- ○助役(芳村 是君) 今、ご指摘によるとおりでございます。私は、下水道課長の谷口君、そして課長補佐の上田君、非常に技術的には優れた技師であると、このように思ってます。この2人に、もちろん部長もいますよ。そういうような中で、その体制できちっとした管理監督をするということで、今、小野議員がおっしゃったようなことのないように頑張ってもらいたい、このように思います。

- ○議長(中川靖広君) 7番、小野議員。
- ○7番(小野隆雄君) それと、今も最後と言いましてんけどね、この11番に「契約保証金」ということをうたってあるんですが、私の認識では斑鳩町は契約保証金というのは、今、確保してなかったように思うんですが、この読み方として、「調査基準価格を下回る価格で入札を行った者との契約にかかる」ということですので、これは今回のこの契約については、契約保証金を支払わない場合、及び履行保証を受けられない場合は契約を締結出来ませんという項目があるんですが、このことについて少しちょっとわかりやすく教えといてほしいんです。
- ○議長(中川靖広君) 植村総務部長。
- ○総務部長(植村哲男君) 契約保証金につきましては、契約規則の第19条に規定されております。同じように契約解除の損害賠償についても、契約規則の第24条に規定されているところでございます。10分の1の率について、通常の契約とは、ということで何ら変わりはございませんけれども、これまで通常の契約の場合につきましては免除をしてきたということでございますけども、この取り扱いについてはそのように書いておりますけども、この関係につきましても同じような取り扱いをしてまいりたい。一応そういう取り扱いの関係については書いておりますものの、そういった契約保証金は免除するという方向で進みたい。
- ○議長(中川靖広君) 7番、小野議員。
- ○7番(小野隆雄君) これは書いてあるけど契約保証金は取らないということで理解したらよろしいんですか。
- ○議長(中川靖広君) 植村総務部長。
- ○総務部長(植村哲男君) 簡単に申し上げれば、そういったことを書いておりますけど も、ほかの関係と同じように免除するという考え方でおります。
- ○議長(中川靖広君) ほか。11番、三木議員。
- ○11番(三木誓士君) 時間もないのはわかっております。建設水道常任委員じゃない ので1つだけ質問させていただきます。関連事項でございます。

今の56号に関してなんですけども、56号も55号も前田建設が取っているわけで ございますが、非常に価格も80%で低い落札価格で喜んでいるわけでございますけど も、それでちょっとお聞きしたいのは、ちょっと不自然な点についてなんですけども、 この56号の

- ○議長(中川靖広君) まだ、今、55号の審議ですねんけど。
- ○11番(三木誓士君) 失礼しました。じゃ、次にいたします。
- ○議長(中川靖広君) これをもって議案第55号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第55号は、建設水道常任委員会に付託いたします 続いて、日程17、議案第56号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負 契約の締結について(その2)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。11番、三 木議員。
- ○11番(三木誓士君) 失礼しました。それで、この入札価格の比較価格が7億5,7 00万というふうになっております。ここでちょっと私は疑問に思うんですけども、今 回入札執行者であります契約審査委員会が低入札価格調査実施したところ、問題ないと いう結果が出たわけでございますけども、これは前田建設に問題がなかったということ は確認いたしますが、その中で、この12の業者の中で、上から3番目の熊谷組と佐藤 工業が6億541万1,000円という同じ価格で応札しているんですね。

先ほどちょっと私が申し上げたら話を切られたんですけども、引き続きやらしてもらってよろしいでしょうか。このことを言いたかった、55号という。どっちみち入札の件なのでちょっとお尋ねしたいと思いますので、お許しいただけませんでしょうか。

この6億541万1,000円というのが同額になっているという、上から3番目のところなんですけど、その辺のところは委員会でちょっと不審だなというふうにお考えになりませんでしたでしょうか。

- ○議長(中川靖広君) 芳村助役。
- ○助役(芳村 是君) 今、おっしゃっておられるのは、株式会社熊谷組奈良営業所並びに佐藤工業株式会社奈良営業所、これが同じ80%、6億541万1,000円という入札になっておるわけです。これは、不思議じゃなしに、こういう形で入れられたということで、たまたま同じ入札価格になったん違うかなと、このように判断いたします。
- ○議長(中川靖広君) これをもって議案第56号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第56号は、建設水道常任委員会に付託いたします 続いて、日程18、議案第57号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負 契約の締結について(その3)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第57号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第57号は、建設水道常任委員会に付託いたします続いて、日程19、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて (平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)を議題といたしますお諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第7号については、委員会付託 を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田上下水道部長。

○上下水道部長(池田善紀君) それでは、まず議案書を朗読いたします。 承認第7号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度斑鳩町水道 事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成18年9月4日提出

斑鳩町長 小城利重

引き続きまして2枚目でございます。専決処分書の朗読をさせていただきます。 斑専第7号

専決処分書

平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について 標記について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成18年7月10日

斑鳩町長 小城利重

本補正予算につきましては、企業債の支払い利息を減らし、水道料金を抑制する目的であります借換債2,970万円が同意され、7月28日に借り換えを行うため、7月10日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

内容といたしましては、最終3ページの実施計画書をごらんください。

資本的収入の部で、第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債で、既決予定額2,000万円、補正予定額2,970万円の増額補正、計が4,970万円であり、資本的支出の部で、第1款資本的支出、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金で、既決予定額1億1,216万7,000円、補正予定額2,970万円の増額補正、計が1億4,186万7,000円であります。

なお、借り換え前の利率は6.4%でございました。借り換え後の利率は、2.5%であります。

それでは、1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度斑鳩町水道事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予 定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、既決予定額2億6,619万8,000円、補正予定額2,970万円、計2億9,589万8,000円。第1項、企業債既決予定額2,000万円、補正予定額2,970万円、計4,970万円。

支出、第1款、資本的支出、既決予定額4億6,745万4,000円、補正予定額2,970万円、計4億9,715万4,000円。第2項、企業債償還金、既決予定額1億1,216万7,000円、補正予定額2,970万円、計1億4,186万7,000円。

(企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり補正する。

内容につきましては省略させていただきます。

平成 1 8 年 7 月 1 0 日 専決 斑鳩町長 小城利重 以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げまして、私からのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(中川靖広君) 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(中川靖広君) これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本案については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第7号 町長専決処分について 承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について)は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程20から日程25までの6議案は、いずれも平成17年度各会計決算認 定案件であります。

よって会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって日程20、認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程21、認定第5号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程22、認定第6号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程23、認定第7号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程24、認定第8号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程25、認定第9号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案について、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって認定第4号から認定第9号までの6議案に関する総 括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています6議案につきましては、委員会条例第5条の規定に基づ

き、委員6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第4号から認定第9号までの6 議案については、委員6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7 条の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。 総務常任委員会から、嶋田議員、木澤議員、厚生常任委員会から、浅井議員、三木議 員、建設水道常任委員会から、小野議員、浦野議員、以上の6名の議員を指名いたしま

続いて、日程26、同意第3号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求める ことについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって同意第3号については、委員会付託 を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

す。よろしくお願いをいたします。

○総務部長(植村哲男君) 同意第3号につきまして、私の方からご説明申し上げます。 現教育委員の兒玉厚雄氏の任期が、平成18年10月1日付で満了となることから、 引き続き同氏を任命いたしたく同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第3号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて 標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年9月4日提出

記

住 所 斑鳩町龍田1丁目11番10号

氏 名 兒玉厚雄

生年月日 昭和12年11月21日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに略歴として添付させていただいておりますが、朗読は省略させていただきます。何とぞ満場一致をもってご同意を賜りますようにお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長(中川靖広君) お諮りいたします。同意第3号については、質疑、討論を省略し 原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって日程26、同意第3号 斑鳩町教育 委員会委員の任命について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程27、同意第4号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1)、日程28、同意第5号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その2)、以上2議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって同意第4号、同意第5号については 一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) 同意第4号及び同意第5号につきまして、私の方からご説明 を申し上げます。

まず、同意第4号でございます。

現公平委員の吉川嘉重氏の任期が、平成18年10月1日付で満了となることから、 引き続き同氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第4号

斑鳩町公平委員会委員の選任について

同意を求めることについて(その1)

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年9月4日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町神南3丁目3番12号

氏 名 吉川嘉重

生年月日 昭和4年9月15日

なお、同氏の経歴は、次のページに略歴として添付させていただいておりますが、朗 読は省略させていただきます。

何とぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして同意第5号についてご説明を申し上げます。

現委員の中野敦司氏の任期が、平成18年10月1日付で満了となることから、引き 続き同氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第5号

斑鳩町公平委員会委員の選任について

同意を求めることについて(その2)

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年9月4日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺南1丁目6番23号

氏 名 中野敦司

生年月日 昭和14年3月2日

なお、同氏の経歴については、次のページに略歴として添付いたしておりますが、朗 読は省略させていただきます。 何とぞ同意第4号ともども、満場一致をもってご同意を賜りますようにお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長(中川靖広君) 順にお諮りいたします。

同意第4号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって日程27、同意第4号 斑鳩町公平 委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1)は、満場一致で同意いたされました。

続いてお諮りいたします。

同意第5号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって日程28、同意第5号 斑鳩町公平 委員会委員の選任について同意を求めることについて(その2)は、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程29 報告第8号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更 (第1号) の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第8号については、委員会付託 を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西本企画財政課長。

○企画財政課長(西本喜一君) それでは、議案書を朗読させていただきます。 報告第8号

> 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業 計画の変更(第1号)の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

それでは、平成18年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算書(第1号)の11ページをご覧いただきたいと思います。一番最後のページです。平成18年度事業計画変更予算(第1号)説明書によりご説明を申し上げます。

今回変更しようとしますのは、11ページの(仮称)総合福祉会館の整備計画の変更に伴うものでありまして、当初の計画では平成18年度に建物の実施設計、平成19年度に建設工事に着手し、平成20年度に竣工という考え方で進めておりましたが、事業の実施に当たり建設スケジュールの見直しを行ったところ、平成19年度で竣工出来る見通しとなったことから、町が用地を直接買収することとなりました。このため、(仮称)総合福祉会館に係る用地の先行取得に係る予算を削除するものであります。

変更予算書末尾の11ページでございますが、その取得事業のところの一番下、(仮称)総合福祉会館事業用地取得費1億9, 475万4, 000円を減額し、取得費合計 4億5, 814万円とするものであります。なお、10ページの処分に係る変更はございません。

次に、2ページをご覧いただきたいと存じます。2ページですが、第1表、収益的収入及び支出予算でありますが、この項目につきましては変更ございません。

次に、3ページでございます。第2表、資本的収入及び支出予算につきまして、収入 款資本的収入、項の借入金でございますが、2億8,700万円を減額するものであります。この内訳でございますが、(仮称)総合福祉会館取得事業の減額につきましては 用地取得費の1億9,475万4,000円のほか、支払い予定利息194万8,00 0円が不用となる見込みから、合計1億9,670万2,000円の不用額の減額と、 都市計画道路事業用地の取得が平成18年度当初に契約出来る見込みであったために、 平成17年度末でまとめて借り入れする方が有利であると判断し、平成17年度で借り 入れましたことから、平成18年度予算借入金から9,029万8,000円を減額し 合計2億8,700万円を減額しようとするものであります。既定予定額6億7,50 0万円に対し、2億8,700万円を減額し3億8,800万円とするものであります 次に、支出であります。款資本的支出、項公有地取得事業費につきましては、先ほど ご説明申し上げましたように、用地取得費と支払い予定利息を合せ1億9,670万2 000円を減額するものであります。なお、借入金償還金の変更はございません。公有 地取得事業費、既定予定額6億7,564万4,000円に対しまして、変更予定額1億9,670万2,000円を減額し4億7,894万2,000円とするものであります。したがいまして、資本的支出、既定予定額11億3,264万4,000円に対しまして、1億9,670万2,000円を減額し9億3,594万2,000円とするものであります。

なお、次のページ、4ページ以降には、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書 等をお示しいたしておりますので、後ほどご参照をいただければと存じます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。朗読をもちまして説明にかえ させていただきます。

平成18年度斑鳩町十地開発公社事業変更予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量から、次の項目を削除する。
 - 1. (仮称)総合福祉会館事業用地取得

(資本的収入及び支出)

第3条 既定の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。(資本的収入額が 資本的支出額に対して不足する額5億4,794万2,000円は、当年度分 損益勘定留保資金5億4,794万2,000円で補てんするものとする。) 科目 資本的収入、既定予定額6億7,500万円、変更予定額2億8,70 0万円の減、合計3億8,800万円。

科目 資本的支出、既定予定額11億3,264万4,000円、変更予定額 1億9,670万2,000円の減、合計9億3,594万2,000円。

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

平成18年8月18日 斑鳩町土地開発公社 理事長 小城利重

以上、簡単ではございますが、報告第8号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計

画の変更(第1号)の報告についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご 了承賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(中川靖広君) 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(中川靖広君) これをもって質疑を終結いたします。報告第8号 平成18年度 斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)の報告についてを終わります。

続いて、日程30、陳情第3号 拉致問題解決のための陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第3号は、議会運営委員会に付託いたします。

続いて、日程31、陳情第4号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に 関する陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第4号は、議会運営委員会に付託いたします。 以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明後日6日は休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご 参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後0時46分 散会)